

特別区人事・厚生事務組合

概 要

議 決 機 関

執 行 機 関

財 政

共同処理事務

特別区人事・厚生事務組合

概 要

特別区人事・厚生事務組合（以下「本組合」という。）は、特別区（長）の権限に属する事務の一部を共同して処理するため、地方自治法第284条第1項に基づく一部事務組合として昭和26年8月10日に東京都知事の許可を得て設立された。設立当初から現在にいたるまで構成団体は、23の特別区であり変更されていないが、組合の名称、共同処理事務等については数次にわたり変更されている。

設立の契機は、昭和25年に公布された地方公務員法の規定により、昭和26年8月から特別区の固有職員のために人事委員会を設置することが義務付けられたことから、これを共同処理することとなったためである。

設立当初の組合の名称は、「特別区人事事務組合」であり、その共同処理事務は地方公務員法に定める人事委員会の事務及び同法第43条の規定による共済制度の助成に関する事務であった。

その後、昭和27年に地方公務員法が一部改正され、特別区は人事委員会を廃止し、公平委員会を設置することが義務付けられたので、昭和27年12月10日から共同処理事務のうち「人事委員会に関する事務」は、「公平委員会に関する事務」に変更された。

また、同時に地方公務員法に定める職員の採用試験、研修、退職年金及び退職一時金に関する事務を新たに共同処理することになった。

昭和42年4月1日からは、生活保護法に基づく更生施設等の設置及び管理に関する事務を共同処理することとなったので、組合の名称を「特別区人事事務組合」から現在の「特別区人事・厚生事務組合」に改め、あわせて職員の厚生年金保険、政府管掌健康保険及び脱退給付金付福祉団体定期保険に関する事務を新たに共同処理することとし、従来から共同処理していた職員の採用試験に関する事務を拡大して職員の競争試験及び選考に関する事務とした。

また、地方公務員等共済組合法の施行（昭和37年12月1日）に伴い、恩給関係業務は、大部分が東京都職員共済組合に移行したので、退職年金及び退職一時金に関する事務を共同処理事務から除き、一部特別区に残った事務を恩給の給付に関する事務として共同処理することとし、職員の共済制度の助成に関する事務を職員の互助制度の助成に関する事務に改めた。

昭和43年4月1日からは、特別区議会の議員等の公務災害補償に関する事務及び特別区住民の交通事故による災害共済に関する事務が、昭和47年4月1日からは、特別区立幼稚園医等の公務災害補償に関する事務及び特別区職員の公務災害に伴う見舞金の支給に関する事務が新たに共同処理事務に加わった。

昭和48年7月18日に地方公務員法及び地方自治法に基づき、本組合と特別区競馬組合とが規約を定め、両組合の執行機関として特別区一部事務組合公平委員会を共同設置した。（平成27年8月16日廃止）

昭和50年4月1日からは、地方自治法の一部改正により特別区の権限が拡大されたこと等に伴い、さらに次のような事務を共同処理することとなった。

- 労働基準法等に基づく職権の行使に関する事務
- 人事交流に係る連絡調整事務

- 任用等の基準に関する事務
- 職員定数算定基準に関する事務
- 結核休養診査に関する事務
- 職員相談及び精神衛生管理に関する事務
- 行政事件訴訟等に関する事務
- 法律的意見に関する事務

昭和53年4月1日からは、地方公務員法の一部改正により特別区人事委員会を設置し、人事委員会に関する事務を共同処理することとなった。

なお、厚生年金保険及び政府管掌健康保険に関する事務は昭和53年3月31日、また、脱退給付金付福祉団体定期保険に関する事務については、昭和56年3月31日をもって共同処理事務から除いた。

平成11年10月20日からは、臨海部広域斎場組合の公平委員会の事務を、平成12年4月1日からは、東京二十三区清掃一部事務組合の公平委員会の事務を、特別区人事委員会で受託することとなった。

また、同年4月1日からは、特別区人事・厚生事務組合教育委員会が設置され、特別区立幼稚園教育職員の身分取扱いに関する事務のうち、次のような事務を共同処理することとなった。

- 採用に係る選考に関する事務
- 昇任に係る選考に関する事務
- 人事交流に係る連絡調整に関する事務
- 任用及び給与その他の勤務条件の基準に関する事務
- 共同で実施する研修に関する事務

平成13年4月1日からは、職員の結核休養診査に関する事務の共同処理を廃止した。また、特別区が東京都と共同で実施する路上生活者自立支援事業のうち、宿泊援護及び生活相談に関する事務を新たに共同処理することとなった。

同年11月16日からは、特別区が東京都と共同で実施する路上生活者対策事業の次の事務を新たに共同処理することとなった。

- 路上生活者緊急一時保護事業のうち、宿泊援護、生活指導及び健康診断に関する事務
- 路上生活者グループホーム事業のうち、生活援助に関する事務

平成14年4月1日、交通災害共済事業の共同処理を廃止した。

平成17年6月、本組合は九段下から飯田橋に移転した。

平成18年4月1日には、特別区が東京都と共同で実施する路上生活者対策事業のうち、路上生活者巡回相談事業を新たに共同処理することとなった。

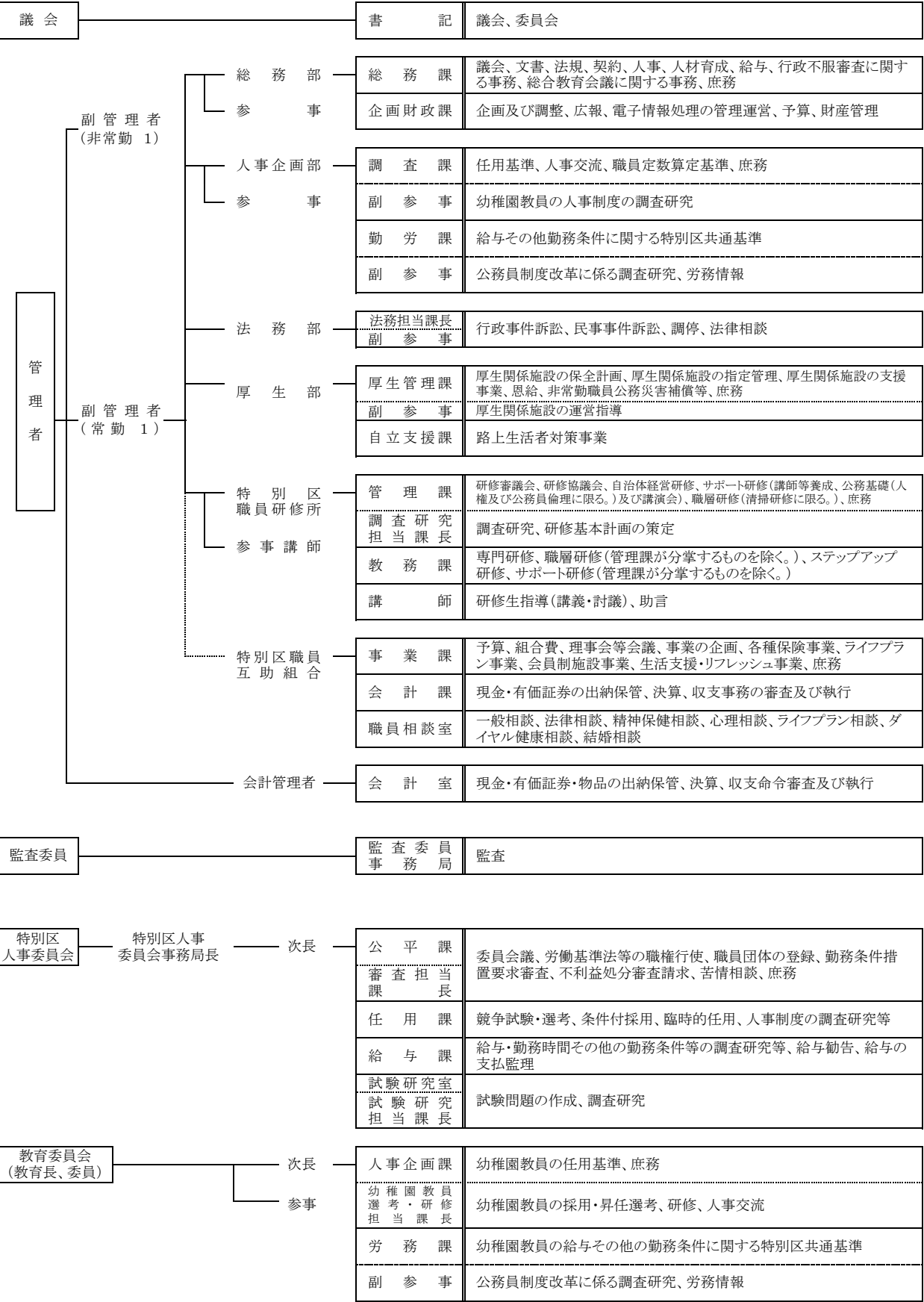
平成19年4月1日からは、東京都後期高齢者医療広域連合の公平委員会の事務を特別区人事委員会が受託することとなった。

平成20年4月1日からは、路上生活者対策事業のうち、路上生活者グループホーム事業を廃止し、路上生活者巡回相談事業の一部として実施していた自立支援センター退所者等への訪問相談等の事務について、新たに地域生活継続支援事業として開始した。

平成27年8月16日、特別区一部事務組合公平委員会設置規約の廃止により、本組合及び特別区競馬組合の公平委員会の事務は、特別区人事委員会が受託することとなった。

(組織の変遷の詳細は 200 頁から 207 頁を参照)

組織図（平成30年4月1日現在）



議決機関

1 概 説

本組合の議決機関は議会である。議会は23人の議員で構成され、議員には各特別区長が充てられている。

2 議長及び副議長

議長及び副議長は、議員の中から議会において選挙される。任期は議員の任期中である。

3 定例会及び臨時会

議会の定例会は年4回で、2月、6月、9月及び12月に招集される。臨時会は、必要が生じた場合において、その特定事件のみを審議するために招集される。議会の招集は管理者が行うが、議員は、議員定数の4分の1以上の者が付議すべき事件を示して臨時会の招集を管理者に請求することができる。

平成28年中に招集された議会は、定例会4回・臨時会1回である。

定例会・臨時会の開会状況（平成29年第1回定例会～平成29年第4回定例会）

	会 期	日 数	実開会日数	議 案 等
平成29年第1回定例会	2月16 ～ 22日	7日間	1日	11件
平成29年第1回臨時会	5月16 ～ 18日	3	1	7
平成29年第2回定例会	6月16 ～ 20日	5	1	5
平成29年第3回定例会	9月15 ～ 21日	7	1	6
平成29年第4回定例会	12月15 ～ 19日	5	1	5
計		27	5	34

種類別議案等の状況（平成29年第1回定例会～平成29年第4回定例会）

（単位：件）

	議 案 等 の 種 類 別 内 訳								計
	予算	分担金	条例	決算	人事	選挙等	契約	その他	
平成29年第1回定例会	1	1	4		5				11
平成29年第1回臨時会					2	5			7
平成29年第2回定例会	1		3		1				5
平成29年第3回定例会			2	1				3	6
平成29年第4回定例会	1		3		1				5
計	3	1	12	1	9	5		3	34

平成 29 年第 1 回定例会（平成 29 年 2 月 16 日）

議案 番号	議 案	内 容
議案 1	平成29年度特別区人事・厚生事務 組合一般会計予算	歳入歳出予算総額 8,357,031千円
議案 2	平成29年度特別区人事・厚生事務 組合経費分担金について	分担金総額 3,754,044千円
議案 3	特別区人事・厚生事務組合の職員 の育児休業等に関する条例の一部 を改正する条例	民間労働法制の改正に伴う所要の改正
議案 4	特別区人事・厚生事務組合の職員 の勤務時間、休日、休暇等に関する 条例の一部を改正する条例	地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴う 所要の改正
議案 5	特別区人事・厚生事務組合常勤副 管理者の給料等に関する条例の一部 を改正する条例	常勤副管理者の給料等の改正
議案 6	特別区人事・厚生事務組合個人情 報の保護に関する条例の一部を改 正する条例	マイナンバー法改正（引用条文のずれ）に伴う規定整 備
議案 7	特別区人事・厚生事務組合監査委 員の選任について	梅宮 行雄氏を選任
議案 8	特別区人事委員会委員の選任につ いて	平野 博史氏を選任
議案 9	特別区人事・厚生事務組合教育委 員会教育長の選任について	尾崎 富雄氏を選任
議案 10	特別区人事・厚生事務組合教育委 員会委員の選任について	南 新平氏を選任
議案 11	特別区人事・厚生事務組合教育委 員会委員の選任について	岩左 哲男氏を選任

第1回臨時会（平成29年5月16日）

議案 番号	議 案	内 容
――	特別区人事・厚生事務組合議会議 長の辞職について	前川 燿男氏の辞職を許可
――	特別区人事・厚生事務組合議会議 長の選挙について	当選人：長谷部 健氏
――	特別区人事・厚生事務組合議会議 長の辞職について	保坂 展人氏の辞職を許可
――	特別区人事・厚生事務組合議会議 長の選挙について	当選人：田中 大輔氏
議案 12	特別区人事・厚生事務組合副管理 者の選任について	矢田 美英氏を選任
議案 13	特別区人事・厚生事務組合監査委 員の選任について	近藤 弥生氏を選任

第2回定例会（平成29年6月16日）

議案 番号	議 案	内 容																														
議案 14	平成29年度特別区人事・厚生事務 組合一般会計補正予算（第1号）	平成28年度繰越金等の計上 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>内 容</th><th>補 正 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>被保護者自立促進事業経 費補助金の返還</td><td>21,040 千円</td></tr> <tr> <td>2</td><td>財政調整基金への積立</td><td>180,862 千円</td></tr> <tr> <td>3</td><td>非常勤職員公務災害補償 等基金への積立</td><td>22,859 千円</td></tr> <tr> <td>4</td><td>特別区職員公務災害見舞 金基金への積立</td><td>5,664 千円</td></tr> <tr> <td>5</td><td>厚生施設整備基金への積 立</td><td>21,669 千円</td></tr> <tr> <td>6</td><td>厚生事務職員の人件費の 計上</td><td>1,561 千円</td></tr> <tr> <td>7</td><td>自立支援事業に係る委託 料の減額</td><td>△9,899 千円</td></tr> <tr> <td>8</td><td>居住支援事業に係る委託 料の計上</td><td>8,640 千円</td></tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td><td>252,396 千円</td></tr> </tbody> </table>		内 容	補 正 額	1	被保護者自立促進事業経 費補助金の返還	21,040 千円	2	財政調整基金への積立	180,862 千円	3	非常勤職員公務災害補償 等基金への積立	22,859 千円	4	特別区職員公務災害見舞 金基金への積立	5,664 千円	5	厚生施設整備基金への積 立	21,669 千円	6	厚生事務職員の人件費の 計上	1,561 千円	7	自立支援事業に係る委託 料の減額	△9,899 千円	8	居住支援事業に係る委託 料の計上	8,640 千円	合 計		252,396 千円
	内 容	補 正 額																														
1	被保護者自立促進事業経 費補助金の返還	21,040 千円																														
2	財政調整基金への積立	180,862 千円																														
3	非常勤職員公務災害補償 等基金への積立	22,859 千円																														
4	特別区職員公務災害見舞 金基金への積立	5,664 千円																														
5	厚生施設整備基金への積 立	21,669 千円																														
6	厚生事務職員の人件費の 計上	1,561 千円																														
7	自立支援事業に係る委託 料の減額	△9,899 千円																														
8	居住支援事業に係る委託 料の計上	8,640 千円																														
合 計		252,396 千円																														
議案 15	特別区人事・厚生事務組合職員の 育児休業等に関する条例の一部を 改正する条例	再度の休業取得、休業期間延長又は育児短時間勤務が できる特別の事情について、新たな項目を追加																														
議案 16	特別区人事・厚生事務組合職員の 配偶者同行休業に関する条例の一部 を改正する条例	再度の休業期間延長ができる特別の事情について、新 たに規定整備																														
議案 17	特別区人事・厚生事務組合職員の 退職手当に関する条例の一部を改 正する条例	雇用保険法の改正に伴う所要の規定整備																														
議案 18	特別区人事・厚生事務組合常勤副 管理者の選任について	志賀 徳壽氏を選任																														

第3回定例会（平成29年9月15日）

議案 番号	議 案	内 容			
認定 1	平成28年度特別区人事・厚生事務 組合歳入歳出決算の認定について	平成28年度歳入歳出決算を認定			
		(単位：円)			
		会 計	歳入決算額	歳出決算額	差引残額
		一般会計	7,974,876,384	7,371,850,248	603,026,136

議案 19	特別区人事・厚生事務組合の執行機関等の求めに応じて出頭した者等に対する費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	出頭した者等に対する日当及び宿泊料の改定
議案 20	特別区立幼稚園の幼稚園医、幼稚園歯科医及び幼稚園薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	休業補償等の補償基礎額及び介護補償の額の改定等
議案 21	特別区人事・厚生事務組合保護施設の指定管理者の指定について	保護施設条例に基づく保護施設の指定管理者の指定
議案 22	特別区人事・厚生事務組合宿泊所の指定管理者の指定について	宿泊所条例に基づく宿泊所の指定管理者の指定
報告 1	特別区人事・厚生事務組合教育委員の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の報告（平成28年度）について	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく議会への報告

第4回定例会（平成29年12月15日）

議案 番号	議 案	内 容																						
議案 23	平成 29 年度特別区人事・厚生事務組合一般会計補正予算（第 2 号）	1 歳入歳出予算の補正 <table><tr><td></td><td>歳入</td><td>歳出</td><td>補 正 額</td></tr><tr><td>1</td><td>高浜荘移転補償金</td><td>高浜荘移転改築事業負担金及び補償金</td><td>91,169 千円</td></tr><tr><td>2</td><td>財政調整基金</td><td>平成 30 年度特別区職員採用試験障害者選考実施に伴うシステム改修委託料</td><td>2,697 千円</td></tr><tr><td colspan="3">合 計</td><td>93,866 千円</td></tr></table> 2 債務負担行為の補正 <table><tr><th>事項</th><th>期間</th><th>限度額</th></tr><tr><td>厚生関係施設再編整備事業（高浜荘移転改築事業負担金）</td><td>平成 30 年度</td><td>127,742 千円</td></tr></table>		歳入	歳出	補 正 額	1	高浜荘移転補償金	高浜荘移転改築事業負担金及び補償金	91,169 千円	2	財政調整基金	平成 30 年度特別区職員採用試験障害者選考実施に伴うシステム改修委託料	2,697 千円	合 計			93,866 千円	事項	期間	限度額	厚生関係施設再編整備事業（高浜荘移転改築事業負担金）	平成 30 年度	127,742 千円
	歳入	歳出	補 正 額																					
1	高浜荘移転補償金	高浜荘移転改築事業負担金及び補償金	91,169 千円																					
2	財政調整基金	平成 30 年度特別区職員採用試験障害者選考実施に伴うシステム改修委託料	2,697 千円																					
合 計			93,866 千円																					
事項	期間	限度額																						
厚生関係施設再編整備事業（高浜荘移転改築事業負担金）	平成 30 年度	127,742 千円																						
議案 24	特別区人事・厚生事務組合個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例	地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定整備																						

議案 25	特別区人事・厚生事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	雇用保険法等の一部改正に伴う規定整備
議案 26	特別区人事・厚生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	給料表及び勤勉手当の改正
議案 27	特別区人事・厚生事務組合教育委員会委員の選任について	坂田 融朗氏を選任

執行機関

1 概 説

本組合の執行機関は、管理者、監査委員、特別区人事委員会及び特別区人事・厚生事務組合教育委員会である。

2 管理者

管理者は、特別地方公共団体としての本組合を統轄し、これを代表する。管理者は、本組合の議会が議員（特別区の長）のうちから選挙する。任期は2年である。

3 補助機関

本組合には、管理者の補助機関として、副管理者その他の職員が置かれている。

(1) 副管理者

副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故あるときは、あらかじめ定められた順序によりその職務を代理する。

副管理者の選出については、議員のうちから1人、知識経験を有する者のうちから1人の計2人を管理者が議会の同意を得て選任する。知識経験を有する者のうちから選任された副管理者は常勤で、任期はいずれも2年である。

(2) その他の職員

本組合に勤務する職員は、本組合の固有職員並びに東京都及び特別区等からの派遣職員で構成されている。

条例による職員定数は、370 人である。

4 監査委員

監査委員は、本組合の財務に関する事務の執行等を監査する独任制の執行機関である。

その職務は、財務事務の執行状況についての監査、決算についての審査、現金の出納についての検査並びに本組合の組織及び運営について意見を述べることなどであり、定期監査、工事監査、決算審査、例月出納検査、その他法令に基づく監査を行っている。

監査結果等の公表にあたっては、本組合の公告式条例に基づいて行う。

監査委員は、本組合の議会議員のうちから1人、財務管理又は事業の経営管理について専門の識見を有する者のうちから1人の計2人を管理者が議会の同意を得て選任する。任期は2年である。

◇ 監査委員事務局

監査委員の事務局として、監査委員事務局が置かれ、事務局長以下の職員が監査に関する事務に従事している。

5 職員構成（平成30年4月1日現在）

	総務部			人事企画部		法務部	厚生部		特別区職員研修所		特別区職員互助組合		会計室	監査委員事務局	特別区人事委員会				合計
	総務課	企画財政課	A併任職員	調査課	勤労課		厚生管理課	自立支援課	管理課	教務課	事業課	職員相談室			公平課	任用課	給与課	試験研究室	
部 長	2		1	1	1	1	1		1				1		局長1 1				局長1 10
課 長	1	1	① 5	2	1	① 5	① 2	1	2	1	1				1	1	1	6	③ 31
課長補佐 及び係長	① 5	3	17	3	3	5	4	1	2	① 2	3	1	2	2	2	2	3	4	② 64
主 任 及び係員	17	① 8	14	② 12	9	7	② 9	4	5	13	① 10	① 1	① 4		① 3	10	6		⑨ 132
合 計	① (2) 25	① (23) 12	① (9) 37	② (13) 18		① (11) 18	③ (1) 16			① (2) 10	① (5) 16	① 2	① 7		① (3) 8		(8) 10	(10) 10	⑭ (113) 238

注1 平成30年4月1日現在の職員数は238名（再任用職員14名を含む）である。

2 ○内は再任用職員を表し、各数の内書である。なお、6名が週31時間、8名がフルタイム勤務である。

3 総務部参事は監査委員事務局長事務取扱をしている。

4 人事企画部参事は勤労課長事務取扱をしている。

5 A欄の職員は総務部に所属し、特別区長会事務局の事務に従事している。

6 総務課の「主任及び係員」欄のうち3名は、地方公務員災害補償基金東京都支部への事務従事職員である。

7 特別区職員互助組合会計課職員については、会計室の職員が兼務している。

8 合計欄の（ ）内は派遣職員数を表し、合計職員数の内書で、その派遣元の内訳は特別区等が109名、東京都が4名である。

9 上表のほか、他団体への派遣職員が33名である。（内訳：特別区9名、特別区競馬組合2名、東京二十三区清掃一部事務組合1名、東京都後期高齢者医療広域連合1名、東京都1名、厚生労働省1名、社会福祉法人特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団2名、公益財団法人特別区協議会16名）

1 概 説

本組合の会計では、特別区人事委員会・人事制度の調査研究・職員相談・非常勤職員公務災害補償・職員公務災害見舞金等の人事事務、共同研修事務、更生施設・宿所提供施設・宿泊所の設置管理及び路上生活者対策事業の厚生事務、特別区立幼稚園教員採用・研修等に係る教育事務、法務事務を共同処理する予算を管理している。財源は、特別区の分担金、受託事務収入及び都支出金等である。

2 平成30年度予算編成の考え方

地方財政においては、平成28年度の国の税収が7年ぶりに前年度を下回る見通しが示され、その波及が危惧される中、さらに区財政を圧迫する懸念材料として、ふるさと納税の過熱や地方消費税の清算基準の見直しをはじめとする財源の地方への再配分の拡大等の動きがある。一方、少子高齢化や防災対策をはじめ、行政需要は増加の一途をたどっており、特別区を取り巻く財政環境は厳しさを増すことが見込まれる。

このような状況において、各区からの分担金が主たる財源である当組合は、取り組むべき課題が増大する中、限られた財源をこれまで以上に効率的に活用し、各区の期待に応える成果を挙げる必要がある。そのためには、当組合の置かれた状況を「ヒト・モノ・カネ」の観点から一体的に捉え、職員一人ひとりが最大限の力を発揮できるような簡素で機能性の高い事務執行体制の下、創意工夫を凝らして事業に取り組まなければならない。

以上のことから、平成30年度予算は、①一部事務組合の限られた財源を前提に、事業費のみでなく人件費を含めたフルコストを念頭に、事務執行体制及び経費の最適化に努め、「最少の経費で最大の効果」を挙げ、区の負託に応えること、②分担金収入と同収入を財源とする各事業経費とのバランスを深く認識し、収支の均衡を図ることに重点を置いて編成を行った。

3 平成30年度予算(概要)

(1) 歳入歳出予算総額

(単位：千円・%)

会 計 名	30年度予算額	29年度予算額	比較増△減額	比較増△減率
一 般 会 計	8,166,524	8,357,031	△ 190,507	△ 2.3

(2) 歳 入 (主な内容)

ア 分担金

特別区分担金のうち人事事務分担金は、職員人件費、人事委員会経費及びシステム関連経費の増、非常勤職員公務災害補償分担金は、各区非常勤職員の給与費増による増、共同研修事務分担金は、職員人件費及び参加者数増により増額した。

その他の特別区分担金は、平成29年度と同額とした。

イ 使用料及び手数料

民生使用料のうち、宿泊所使用料は、高浜荘事業休止及び新幸荘定員減により減額した。

ウ 都支出金

路上生活者自立支援事業負担金は、国庫支出金の上乗せ経過措置の終了を前提に減額した。

更生施設利用者等自立生活援助事業補助金は、補助金の廃止により皆減とした。

エ 財産収入

財産貸付収入及び基金利子収入等を計上した。

オ 寄附金

公益財団法人東京都区市町村振興協会からの寄附金を計上した。

カ 繰入金及び繰越金

財政調整基金をはじめとする基金からの繰入金及び平成29年度からの繰越見込額を計上した。

キ 諸収入

受託事務収入として保護費及び保護施設事務費等を計上した。

ク 組合債

宿泊所新幸荘改修工事に係る組合債発行額を計上した。

(3) 歳 出（主な内容）

ア 総務管理

一般管理については、一般管理事務に要する経費及び人事事務従事職員の人件費並びに退職手当を計上した。児童相談所開設準備への対応等のための職員数の増及び総合行政ネットワーク導入に向けた開発経費の増等により、増額となった。

イ 人事制度企画

(ア) 企画事務については、定数算定基準及び労務交渉等に要する経費を計上した。

(イ) 職員相談事業については、事業委託経費及び職員人件費を計上した。

ウ 職員研修

(ア) 職員研修管理は、研修事務従事職員の人件費及び研修所管理に要する経費を計上した。

(イ) 共同研修実施については、研修事業に要する経費を計上した。児童相談所関連研修の増及び特別区職員ハンドブックの改訂等により、増額となった。

エ 公務災害補償等

災害補償費等経費を計上した。

オ 人事委員会運営費

特別区職員採用試験・選考及び給与調査等に要する経費を計上した。1次試験合格者数増及び障害者採用試験の制度変更等により、増額となった。

カ 厚生関係施設運営

(ア) 厚生事務管理については、厚生事務従事職員の人件費及び厚生施設管理に要する経費を計上した。

(イ) 更生施設、宿所提供施設及び宿泊所運営管理については、生活保護法に定める更生施設及び宿所提供施設並びに社会福祉法に定める宿泊所の管理運営に要する経費を計上した。

(ウ) 包括的施設支援事業については、バックアップセンター事業に要する経費を計上した。

(エ) 施設整備事業については、施設の一般保全及び厚生関係施設再編整備計画に定める宿泊所新幸荘改修工事等に要する経費を計上した。計画保全工事の減及び綾瀬荘改築工事の完了により、減額となった。

キ 路上生活者対策

自立支援事業、巡回相談事業及び地域生活継続支援事業並びに居住支援事業モデル実施に要する経費を計上した。自立支援センター利用者実績の減少傾向を踏まえて、減額となった。

ク 教育事務

教育事務従事職員の人件費並びに特別区立幼稚園教員の採用選考、昇任選考及び研修事務に要する経費を計上した。

ケ 組合債元利償還

厚生関係施設再編整備計画に沿って実施している改築・改修等工事に係る組合債の元金及び利子償還金を計上した。

(4) 平成30年度予算

(歳 入)

(単位：千円・%)

区 分		30 年度予算額	29 年度予算額	比較増△減額	比較増△減率
1	分担金	4,099,933	4,020,878	79,055	2.0
	特別区分担金	3,884,996	3,817,262	67,734	1.8
	人事事務分担金	1,763,364	1,717,364	46,000	2.7
	厚生事務分担金	1,687,050	1,687,050	0	0.0
	非常勤職員公務災害 補償分担金	66,123	63,218	2,905	4.6
	特別区職員公務災害 見舞金分担金	23,000	23,000	0	0.0
	教育事務分担金	45,816	45,816	0	0.0
	共同研修事務分担金	299,643	280,814	18,829	6.7
	特別区競馬組合分担金	755	680	75	11.0
	東京二十三区清掃一部 事務組合分担金	6,160	5,890	270	4.6
	互助組合人件費分担金	123,487	113,012	10,475	9.3
	特別区協議会分担金	84,535	84,034	501	0.6
2	使用料及び手数料	32,340	40,923	△ 8,583	△ 21.0
3	都支出金	1,498,441	1,632,992	△ 134,551	△ 8.2
4	財産収入	98,256	97,137	1,119	1.2
5	寄附金	35,001	35,001	0	0.0
6	繰入金	204,018	252,348	△ 48,330	△ 19.2
7	繰越金	350,000	350,000	0	0.0
8	諸収入	1,668,935	1,521,922	147,013	9.7
	保護事務受託収入	1,511,728	1,510,412	1,316	0.1
	その他	157,207	11,510	145,697	1,265.8
9	組合債	179,600	405,830	△ 226,230	△ 55.7
合 計		8,166,524	8,357,031	△ 190,507	△ 2.3

(歳 出)

(単位：千円・%)

区 分	30 年度予算額	29 年度予算額	比較増△減額	比較増△減率
1 組合議会	85	90	△ 5	△ 5.6
2 総務管理	2,105,318	2,003,787	101,531	5.1
一般管理	2,100,935	1,999,627	101,308	5.1
監査委員費	4,383	4,160	223	5.4
3 人事制度企画	58,365	58,634	△ 269	△ 0.5
企画事務	14,196	11,548	2,648	22.9
職員相談事業	44,169	47,086	△ 2,917	△ 6.2
4 職員研修	368,808	361,993	6,815	1.9
職員研修管理	264,485	260,429	4,056	1.6
共同研修実施	96,713	96,737	△ 24	△ 0.0
調査研究	7,610	4,827	2,783	57.7
5 法務	20,502	20,321	181	0.9
6 公務災害補償等	155,824	155,999	△ 175	△ 0.1
非常勤職員公務災害	70,774	70,939	△ 165	△ 0.2
職員公務災害見舞金	85,050	85,060	△ 10	△ 0.0
7 人事委員会運営	243,992	231,875	12,117	5.2
8 厚生関係施設運営	2,890,098	3,113,236	△ 223,138	△ 7.2
厚生事務管理	206,966	213,978	△ 7,012	△ 3.3
更生施設運営管理	1,621,569	1,619,160	2,409	0.1
宿所提供施設運営管理	168,400	168,400	0	0.0
宿泊所運営管理	150,619	180,954	△ 30,335	△ 16.8
包括的施設支援事業	178,941	178,126	815	0.5
施設整備事業	563,603	752,618	△ 189,015	△25.1
9 路上生活者対策	1,874,793	1,966,165	△ 91,372	△ 4.6
路上対策事務管理	450	880	△ 430	△ 48.9
自立支援事業	1,527,886	1,621,625	△ 93,739	△ 5.8
巡回相談事業	109,539	106,111	3,428	3.2
地域生活継続支援事業	58,569	55,633	2,936	5.3
居住支援事業	178,349	181,916	△ 3,567	△ 2.0
10 教育事務	56,726	57,185	△ 459	△ 0.8
11 組合債元利償還	342,012	337,745	4,267	1.3
12 諸支出金	1	1	0	0.0
13 予備費	50,000	50,000	0	0.0
合 計	8,166,524	8,357,031	△ 190,507	△ 2.3

(5) 特別区分担金の推移

ア 各区均等分担金

(単位：円)

区 分	27年度	28年度	29年度	30年度
人 事 事 務 分 担 金	1,659,864,000	1,659,864,000	1,717,364,000	1,763,364,000
厚 生 事 務 分 担 金	2,568,134,000	1,618,050,000	1,687,050,000	1,687,050,000
特別区職員公務災害 見 舞 金 分 担 金	23,000,000	23,000,000	23,000,000	23,000,000
教 育 事 務 分 担 金	45,816,000	45,816,000	45,816,000	45,816,000
共同研修事務分担金 (均 等 割)	86,043,000	86,043,000	86,043,000	99,843,000

イ その他の分担金

(単位：円)

区 分	27年度	28年度	29年度	30年度
非常勤職員公務災害 補 償 分 担 金	57,370,000	61,722,000	63,218,000	66,123,000
共同研修事務分担金 (参 加 者 割)	174,713,000	185,792,000	194,771,000	199,800,000

ウ 合計

(単位：円)

区 分	27年度	28年度	29年度	30年度
特 別 区 分 担 金	4,614,940,000	3,680,287,000	3,817,262,000	3,884,996,000

注 各年度とも予算額

(6) 基金

(単位：円)

基 金 名	28年度末 現 在 高	29年 度 中		29年度末 現 在 高
		積 立 額	取 崩 額	
財 政 調 整 基 金	295,384,364	241,874,512	155,328,000	381,930,876
特別区非常勤職員 公務災害補償等基金	389,563,340	23,106,704	0	412,670,044
特 別 区 職 員 公務災害等見舞金基金	1,420,416,752	7,655,838	4,050,000	1,424,022,590
厚生施設整備基金	370,187,842	27,326,288	53,750,000	343,764,130
計	2,475,552,298	299,963,342	213,128,000	2,562,387,640

1 特別区人事委員会（本組合理約第3条第1号イ）

特別区人事委員会（以下、「本委員会」という。）は、23特別区が一部事務組合方式により連合して設置したものであり、全国でも例をみない設置形態の人事委員会であるが、その権限については他の人事委員会と何ら異なる点はない。しかし、その運営にあたっては次によるものとされており、一部事務組合方式で設置した特徴が現れている。

- 本委員会は、それぞれの特別区の共同機関としての性格を有しており、その行為の効果はそれぞれの特別区に帰属する。
- 人事委員会の権限に属する事務の管理及び執行に関する法令、条例、規則、その他の規定の適用について、本委員会は、それぞれの特別区の機関とみなす。
- 本委員会に関する財務事務及び監査事務は、本組合が処理する。
- 本委員会の委員は、本組合の管理者がその議会の同意を得て選任する。委員の身分取扱いについては、本組合の職員とみなす。
- 本委員会の事務を補助する職員は、本組合の職員をもって充てる。
- 本委員会の権限に属する事務の執行に関する監査請求（地方自治法第75条）はできないが、住民監査請求（地方自治法第242条）については、本組合に対して行うことができる。

(1) 委 員

人事委員会は、3人の委員により構成された合議制機関であり、委員は地方公務員法第9条の2第2項の規定により、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会（本委員会の場合は、特別区人事・厚生事務組合議会）の同意を得て、地方公共団体の長（本委員会の場合は、本組合の管理者）が選任することになっており、任期は4年である。

本委員会を代表する委員長は、委員のうちから選挙され、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理するものとされている。

なお、本委員会の委員は、全て非常勤である。

(2) 権 限

人事委員会の権限は、行政的権限、準立法的権限及び準司法的権限に分けることができる。

行政的権限は、さらに調査研究、企画立案、調整などの政策立案的権限及び勧告、研究成果の提出、意見の申出などの勧告的権限並びに競争試験及び選考の実施などの執行的権限に分けられる。

準立法的権限は、法律又は条例に基づき人事委員会の権限に属している事項に関し、人事委員会規則を制定する権限である。

準司法的権限は、職員の勤務条件に関する措置要求の審査・判定及び職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決などの権限である。

地方公務員法第8条第1項に定められている人事委員会の権限は、次のとおりである。

ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。

イ 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権

- 者に提出すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- カ 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- キ 職員の給与がこの法律及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- ク 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- ケ 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- コ ク及びケに掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- サ アからコまでに掲げるものを除くほか、法律又は条例に基づきその権限に属せしめられた事務

(3) 会 議

本委員会の会議は「特別区人事委員会議事規則（昭和53年特別区人事委員会規則第1号）」によって運営され、定例会と臨時会に分かれている。

定例会は、原則として毎月第1、第3及び第5火曜日に東京区政会館において開催する。また、臨時会は、委員長が必要があると認めたとき、又は委員の請求があったときに委員長が招集し、同所において開催する。

平成29年度中の会議開催状況及び付議した議案等は、次のとおりである。

会議開催状況

開 催 回 数			議 案	報 告 等	計	内 訳	試 験 ・ 選 考 関 係	給 与 等 勤 務 条 件 関 係	公 平 審 査 ・ 職 員 団 体 関 係	労 働 基 準 監 督 関 係	そ の 他
定 例 会	臨 時 会	計									
31	0	31	77	38	115		56	39	14	2	4

(4) 事務局

本委員会の権限に属する事項に関する事務を処理するため、事務局が置かれている。

事務局の組織は、局長、その補佐として次長、その下に公平・任用・給与・試験研究の各課(室)長及びその他の職員から構成されている。

(5) 事業内容

ア 競争試験・選考

(ア) 沿革

職員の採用試験等は、本組合で行う共同処理事務とされていたが、事業実施として比較的まとまった形で採用試験が実施されたのは、昭和35年の国民年金事務従事職員を採用した時が初めてである。それは、昭和27年9月1日の地方自治法施行令の改正に伴い、特別区には、東京都の吏員その他の職員を配属することとされ、特別区が定期的に固有職員を採用する状況ではなかったことによる。

採用試験等の実施において大きな影響を及ぼしたのは、昭和36年に始まり昭和49年4月に完了した東京都から特別区への人事権委譲である。この結果、採用事務のうち共同処理する範囲やその具体的方法について検討が行われ、特別区の人事制度の経緯を踏まえて、昭和48年度採用分から選考職種のうち化学・造園・福祉指導の旧行(一)5等級相当職を決定した。さらに、昭和49年度採用分からは事務・土木・建築・機械・電気の5試験職種を統一選考で実施することを決定して、毎年度各程度区分(大学卒・短大卒・高校卒)別に実施されることになった。その後、昭和49年6月に地方自治法の一部改正による東京都配属職員制度の廃止や事務事業の移管に伴い、保健所関連職種も昭和50年度実施分から統一選考に加えられた。

こうした動きを受けて、試験問題作成機能の充実を図るため、昭和50年4月1日に試験室を設置するとともに、昭和52年度からは名簿登録制度を持つ競争試験に統一選考を移行させ、「採用試験」とした。そして、昭和53年4月1日に本委員会が設置されたことに伴い、本委員会が専門的に試験及び選考を実施している。

<採用試験>

昭和61年度には、採用試験の採用区分の呼称を、大学卒程度はⅠ類、短大卒程度はⅡ類、高校卒程度はⅢ類に変更した。

平成3年度には、選択解答制の導入や試験時間の短縮等の改正を行った。

平成7年度には、Ⅰ類事務に点字受験制を導入した。

平成9年度には、職種の改正に伴い、「土木」・「造園」を「土木造園」、「福祉指導」を「福祉」、「食品衛生監視」・「環境衛生監視」を「衛生監視」に変更し、「土木造園」については、「土木造園(土木)」、「土木造園(造園)」の2つの試験区分を設けた。

平成13年度には、職種の改正に伴い、「衛生監視」・「化学」を「衛生監視」に変更し、「衛生監視」については、「衛生監視(衛生)」「衛生監視(化学)」の2つの試験区分を設けた。

平成14年度には、法改正に伴い、「保健婦(士)」の職種名を「保健師」に変更した。また、従前非公表としていた試験問題について筆記試験の全問題を公表することとした。公表方法は、①第1次試験当日の試験問題の持ち帰り、②第1次試験後、各区等での試験問題の閲覧及びホームページへの掲載とした。加えて、清掃事業の移管に伴う職員補充のため、本委員会発足以降初めてⅠ類衛生監視(化学)及びⅢ類機械の試験を実施した。

平成15年度には、清掃事業の円滑な運営確保を目的として、3年間の予定で機械及び電気の2職種に限り、経験者採用試験を実施した。また、採用試験に関する信頼性の確保と公正性の推進を図るため、五枝択一式問題の正答を公表することとした。

平成16年度には、従来以上に意欲的で有為な人材を確保するため、Ⅰ類の第1次試験の試験

日を1ヵ月程度前倒しとした(5月)。また、人物重視の観点から、Ⅰ類事務において個別面接を1回から2回に変更し、技術・専門的な職種についても課題式論文を導入した。加えて、他団体の多くで保健師採用試験の第1次試験が6月頃に実施されていることから、保健師採用試験をⅠ類と同日程とした。

平成19年度には、高度化・複雑化・専門化する行政サービスに対応するため、民間企業等での職務経験で培った知識や能力を即戦力として特別区政に活かすことを目的として、経験者採用試験・選考(以下「経験者」という。)を導入し、採用機会の拡大を図った。加えて、受験者の利便性の向上を図るため、Ⅰ類を除き、インターネットによる申込を実施し、平成20年度には全採用区分に拡大した。

平成20年度には、Ⅰ類事務と同様に、技術・専門的職種についても2回面接を実施するなど、人物重視の採用試験の取組みを推進した。

平成24年度には、経験者において、①申込時の提出書類に職務経歴書を追加、②受験資格に係る業務従事歴の対象範囲を拡大、③採用区分3級職の第1次選考に教養問題(五枝択一式)を導入など大幅な制度改正を実施した。

平成25年度以降は、特に人材確保が厳しい状況にあったⅠ類技術系試験区分(土木造園(土木)・土木造園(造園)・建築・機械・電気)について、他の試験区分より最終合格発表日を前倒しすることとし、有為な人材の確保に努めた。また、特別区が求める人材像として、「自ら考え行動する人材」を設定した。

平成26年度には、Ⅰ類技術系試験区分のうち土木造園(土木)及び建築において、民間企業志望者等も受験しやすい【土木・建築新方式】の試験を導入した。

平成27年度には、従来から実施していたⅠ類【一般方式】において、民間企業等の採用選考活動が8月1日以降に変更されたことに伴い、第1次試験の試験日を1ヵ月程度後ろ倒しした(6月)。

平成28年度には、Ⅰ類試験区分のうち、事務、土木造園(土木)、土木造園(造園)、建築、機械、電気の受験資格の上限年齢を28歳未満から31歳未満に引き上げた。加えて、経験者においては、受験者の負担を軽減するため、口述試験として実施していた第2次及び第3次試験・選考を統合し、面接回数を2回から1回に変更した。

平成29年度には、高齢者人口・生活保護世帯数の増加や児童福祉法等の改正に伴う児童相談所の設置に向け、福祉分野における専門人材を確保するため、Ⅰ類【一般方式】試験区分に心理を、経験者区分に福祉を追加した。

また、Ⅰ類【一般方式】において、民間企業等の採用選考活動が6月1日以降に変更されたことに伴い、第1次試験の試験日を1ヵ月程度前倒しした(5月)。

平成30年度には、行政系人事制度の改正に伴い、経験者の採用区分について2級職を1級職に、3級職を2級職に変更した。

<障害者を対象とする採用選考>

昭和56年11月16日の区長会において、身体障害者雇用促進法の趣旨に基づき、働く意欲と能力のある身体障害者の就労の途を開くとともに雇用促進を図るため、各区は、法定雇用率対象職員の3%を目標とし、今後10年間でその達成を図ることを決定した。これに伴い、昭和57年度採用分から本委員会が、「身体障害者を対象とする採用選考」として特別選考を実施す

ることとした。

平成2年度に、選考開始から10年が経過したが、任命権者からの採用選考継続要請に基づき、平成3年度以降も10年間、本委員会が引き続き採用選考を実施することとなった。

平成12年度には、さらに10年が経過したものの障害者雇用の目標雇用率の達成及び維持に努める必要があることから、任命権者からの採用選考継続要請に基づき、平成13年度以降も本委員会が当分の間採用選考を実施することとなった。

平成14年度には、採用試験と同様に試験問題の公表を開始した。

平成25年度には、障害者の法定雇用率の引き上げに伴い、受験者数が減少傾向にある中で、広く人材を確保するため、受験資格のうち「選考申込時及び採用時において、引き続き特別区の区域内に住所を有する人」という住所要件を削除した。

平成28年度には、改正障害者雇用促進法の施行を踏まえ、受験資格のうち「自力により通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能な人」を削除するとともに、点字受験制を導入した。また、Ⅰ類採用基準の年齢要件の見直しに伴い、上限年齢を28歳未満から31歳未満に引き上げた。

平成29年度には、障害者雇用促進法改正の趣旨を踏まえ、第2次選考において実施していた身体検査を廃止した。

平成30年度には、国や地方公共団体、民間企業において障害者雇用の更なる促進が図られる中、障害者を含めた均等な就労機会の確保を推進するため、「都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人」、「児童相談所等により知的障害者であると判定された人」及び「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人」を受験資格に追加した。これに伴い、選考の名称を「障害者を対象とする採用選考」に変更した。

(イ) 種類

a 採用試験

採用試験は、本委員会が採用区分ごとに試験案内を定め、第1次及び第2次試験を実施し、合格者を採用候補者として各区へ提示している（経験者3級職（主任主事Ⅰ・Ⅱ）及び身体障害者については、採用選考として実施）。

また、ホームページ・パンフレット等を活用した募集活動、技術職採用フォーラム、23区合同説明会の開催、学校説明会への参加などPR活動を積極的に行っている。

採 用 区 分	試 験 区 分
I 類	事務、土木造園（土木）、土木造園（造園）、建築、機械、電気、福祉、心理、衛生監視（衛生）、衛生監視（化学）、保健師
Ⅱ 類 Ⅲ 類	事務、土木造園（土木）、土木造園（造園）、建築、機械、電気
経験者2級職 経験者3級職(主任主事Ⅰ) 経験者3級職(主任主事Ⅱ)	事務、土木造園（土木）、土木造園（造園）、建築、機械、電気、福祉

注1 Ⅲ類の採用区分については、上記に加えて身体障害者を対象とする採用選考（事務）を実施。

なお、平成30年度からは障害者を対象とする採用選考として実施。

注2 経験者3級職（主任主事Ⅰ・Ⅱ）の採用区分については、採用選考として実施。

注3 経験者の採用区分については、行政系人事制度の改正に伴い、平成30年度からは2級職を1級職に、3級職を2級職に変更して実施。

単位：人

採用区分		職 種 (試験・選考区分)	申込者数			受験者数			最終合格者数		
			29年度	28年度	比 較 増△減	29年度	28年度	比 較 増△減	29年度	28年度	比 較 増△減
Ⅰ 類 【一般方式】		事 務	15,178	15,574	△ 396	12,683	11,795	888	2,176	1,781	395
		土 木 造 園 (土 木)	396	520	△ 124	322	411	△ 89	134	127	7
		土 木 造 園 (造 園)	121	94	27	103	68	35	25	26	△ 1
		建 築	195	229	△ 34	173	176	△ 3	113	89	24
		機 械	156	154	2	110	112	△ 2	52	49	3
		電 気	204	199	5	135	125	10	73	43	30
		福 祉	460	535	△ 75	394	438	△ 44	202	147	55
		心 理	224	—	224	190	—	190	67	—	67
		衛 生 監 視 (衛 生)	210	198	12	177	159	18	65	44	21
		衛 生 監 視 (化 学)	82	85	△ 3	56	53	3	6	3	3
		保 健 師	436	401	35	375	341	34	128	125	3
		小 計	17,662	17,989	△ 327	14,718	13,678	1,040	3,041	2,434	607
Ⅰ 類 【土木・建築新方式】		土 木 造 園 (土 木)	269	375	△ 106	113	139	△ 26	23	40	△ 17
		建 築	183	194	△ 11	102	127	△ 25	31	31	0
		小 計	452	569	△ 117	215	266	△ 51	54	71	△ 17
Ⅲ 類		事 務	4,125	3,912	213	3,476	3,192	284	403	351	52
身体障害者を対象とする採用選考		事 務	72	73	△ 1	63	62	1	32	26	6
経験者	2 級 職	事 務	1,170	1,199	△ 29	960	921	39	202	171	31
		土 木 造 園 (土 木)	29	23	6	25	19	6	15	13	2
		建 築	27	29	△ 2	23	25	△ 2	14	16	△ 2
		福 祉	20	—	20	16	—	16	12	—	12
		小 計	1,246	1,251	△ 5	1,024	965	59	243	200	43
	(主任主事Ⅰ) 3 級 職	事 務	820	844	△ 24	652	667	△ 15	57	48	9
		土 木 造 園 (土 木)	22	21	1	18	15	3	9	5	4
		建 築	34	36	△ 2	30	29	1	16	11	5
		福 祉	18	—	18	16	—	16	9	—	9
		小 計	894	901	△ 7	716	711	5	91	64	27
	(主任主事Ⅱ) 3 級 職	事 務	564	549	15	427	422	5	15	14	1
		建 築	—	23	△ 23	—	18	△ 18	—	2	△ 2
小 計		564	572	△ 8	427	440	△ 13	15	16	△ 1	
合 計			25,015	25,267	△ 252	20,639	19,314	1,325	3,879	3,162	717

注 II類採用試験は、昭和58年度から実施していない。

b 能力認定

能力認定は、採用試験を実施する職種に限り、採用試験と同一方法・同一基準により実施し、合格者を決定している。

能力認定実施状況

(単位：人)

種別	申込者数			受験者数			最終合格者数		
	29年度	28年度	比較増△減	29年度	28年度	比較増△減	29年度	28年度	比較増△減
I 類	60	63	△3	51	60	△9	6	9	△3
III 類	6	7	△1	6	6	0	0	0	0
計	66	70	△4	57	66	△9	6	9	△3

注 II類の能力認定は、昭和58年度から実施していない。

c 採用選考

採用選考は、本委員会が採用試験になじまない職を選考によることが出来る職として規定し、本委員会が自ら選考し、又はその選考の基準及び方法を定めて、23区の任命権者に委任して実施するものである。

なお、採用選考権限を委任した職については、本委員会は受任者からその選考の実施結果の報告を受けることとしている。

(平成29年度)

区 分	給 料 等	職 種 等
採用選考権限を 区の任命権者に 委任しているもの	行（一）1級	社会教育、福祉（II類）、学芸研究
	医（二）1級	診療放射線、歯科衛生、理学療法、作業療法、検査技術、栄養士
	医（三）1級	看護師、准看護師
	行（二）1級	技能Ⅰ（自動車運転等） 技能Ⅱ（警備、作業Ⅰ等） 技能Ⅲ（調理、用務等） 技能Ⅳ（家庭奉仕） 技能Ⅴ（自動車整備等） 技能Ⅵ（設備管理等）
	4 級 職	医師、歯科医師
	課長級以上の職	医師及び歯科医師をもって充てる課長級及び部長級の職（専門職選考の1次選考権限）
人事委員会が選考するもの	上記以外のもの	上記以外の全ての職

採用選考実績（平成29年度人事委員会実施分）

	合格者数	備 考
医療専門職(医師の課長級以上)	31 人	22 区で実施

注 行政専門職の採用選考については、実績なし

d 身体障害者を対象とする採用選考

身体障害者を対象とする採用選考（Ⅲ類・事務）は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に則り、昭和56年度を初年度として10年間で身体障害者の雇用率を3%とする目標を設定した任命権者からの要請に基づき、本委員会が「身体障害者を対象とする特別区職員採用選考基本方針」を定め、実施している。

身体障害者を対象とする採用選考実績

（単位：人）

申込者数			受験者数			最終合格者数		
29年度	28年度	比較 増△減	29年度	28年度	比較 増△減	29年度	28年度	比較 増△減
72	73	△1	63	62	1	32	26	6

e 昇任選考

管理職選考を除く昇任選考の事務は、本委員会において選考の基準及び方法を定めて、23区の任命権者に委任し、選考の実施結果の報告を受けることとしている。

f 管理職選考（平成29年度）

特別区に勤務する職員に対する課長級の職への昇任に当たっての第一次選考として、管理職選考を次のように実施している。

（a）選考種別及び区分

Ⅰ類－事務、技術Ⅰ、技術Ⅱ、技術Ⅲ

Ⅱ類－事務、技術

（b）受験資格

Ⅰ類－日本国籍を有する実施要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、平成30年3月末日現在、年齢55歳未満で、主任主事以上の職にあり、その在職期間が6年以上の人（全部、分割又は免除受験方式で受験する場合であって、経験者採用制度により採用された人が受験する場合を除く。）

※ 経験者採用制度により採用された人及び前倒し受験方式で受験する人については、実施要綱に定めるとおりとする。

Ⅱ類－日本国籍を有する実施要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、平成30年3月末日現在、年齢47歳以上56歳未満で、総括係長職にあり、その在職期間が1年以上の人

(c) I 類筆記考査における受験方式

全 部 受験方式	受験資格を満たしている人が、筆記考査（択一・短答式問題、記述式問題、論文式問題）全てを受験する方式
分 割 受験方式	受験資格を満たしている人が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式。受験年度の管理職選考の合格にはいたらない。
免 除 受験方式	択一・短答式問題受験の免除資格を得ている人が、記述式問題及び論文式問題を受験する方式
前 倒 し 受験方式	主任主事の職にあり、その在職期間が3～5年目の人（経験者採用制度により採用された人等の特例あり）が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式。受験年度の管理職選考の合格にはいたらない。

(d) 口頭試問進出者及び合格者の決定

I 類－口頭試問進出者は、全部受験方式で択一・短答式問題の成績が一定の基準に達し、かつ、記述式問題、論文式問題及び勤務評定の結果を総合して一定の基準以上の人並びに免除受験方式で記述式問題、論文式問題及び勤務評定の結果を総合して一定の基準以上の人（事務：合格予定者数の2倍程度、技術：同1.5倍程度）とする。合格者は、口頭試問受験者の記述式問題、論文式問題、勤務評定、口頭試問及び適性評定（技術のみ）の成績を総合して決定する。

II 類－口頭試問進出者は、筆記考査（事例式論文）及び勤務評定の結果を総合して一定の基準以上の人（事務：合格予定者数の2倍程度、技術：合格者相当数）とする。合格者は、口頭試問受験者の筆記考査、勤務評定及び口頭試問の成績を総合して決定する。

(e) 択一・短答式問題受験の免除資格の付与（I 類のみ）

択一・短答式問題の成績が一定の基準に達した人については、原則として次のいずれかの期間、択一・短答式問題受験の免除資格を付与される。

- ①来年度に I 類【全部・分割・免除】の受験資格を満たす人に対し、平成30年度以降3年間
- ②来年度に I 類【全部・分割・免除】の受験資格を満たさない人に対し、I 類【全部・分割・免除】の受験資格を満たす年度以降3年間

管理職選考実施状況（合格者決定）

○ I 類（全部及び免除受験方式）及び II 類

（単位：人、％）

種別	選考区分	受験者数 (A)			口頭試問進出者数 (B)			合格者数 (C)			合格率 (C/A)		
		平成29年度	平成28年度	増減	平成29年度	平成28年度	増減	平成29年度	平成28年度	増減	平成29年度	平成28年度	増減
I 類	事 務	345	329	16	191	183	8	93	92	1	27.0	28.0	△ 1.0
	技術 I	70	56	14	23	17	6	15	11	4	21.4	19.6	1.8
	技術 II	40	33	7	21	17	4	14	11	3	35.0	33.3	1.7
	技術 III	43	43	0	8	8	0	5	5	0	11.6	11.6	0.0
	技術計	153	132	21	52	42	10	34	27	7	22.2	20.5	1.7
	小 計	498	461	37	243	225	18	127	119	8	25.5	25.8	△ 0.3
II 類	事 務	86	85	1	72	67	5	42	35	7	48.8	41.2	7.6
	技 術	22	25	△ 3	16	15	1	13	14	△ 1	59.1	56.0	3.1
	小 計	108	110	△ 2	88	82	6	55	49	6	50.9	44.5	6.4
合計		606	571	35	331	307	24	182	168	14	30.0	29.4	0.6

○Ⅰ類（全部受験方式）

（単位：人、％）

種別	選考区分	受験者数（A）			口頭試問進出者数（B）			合格者数（C）			合格率（C/A）		
		平成29年度	平成28年度	増減	平成29年度	平成28年度	増減	平成29年度	平成28年度	増減	平成29年度	平成28年度	増減
Ⅰ類 （全部）	事 務	174	180	△ 6	71	67	4	42	42	0	24.1	23.3	0.8
	技術Ⅰ	36	29	7	7	3	4	4	3	1	11.1	10.3	0.8
	技術Ⅱ	22	13	9	8	6	2	4	2	2	18.2	15.4	2.8
	技術Ⅲ	8	17	△ 9	1	4	△ 3	1	2	△ 1	12.5	11.8	0.7
	技術計	66	59	7	16	13	3	9	7	2	13.6	11.9	1.7
	合 計	240	239	1	87	80	7	51	49	2	21.3	20.5	0.8

○Ⅰ類（免除受験方式）

（単位：人、％）

種別	選考区分	受験者数（A）			口頭試問進出者数（B）			合格者数（C）			合格率（C/A）		
		平成29年度	平成28年度	増減	平成29年度	平成28年度	増減	平成29年度	平成28年度	増減	平成29年度	平成28年度	増減
Ⅰ類 （免除）	事 務	171	149	22	120	116	4	51	50	1	29.8	33.6	△ 3.8
	技術Ⅰ	34	27	7	16	14	2	11	8	3	32.4	29.6	2.8
	技術Ⅱ	18	20	△ 2	13	11	2	10	9	1	55.6	45.0	10.6
	技術Ⅲ	35	26	9	7	4	3	4	3	1	11.4	11.5	△ 0.1
	技術計	87	73	14	36	29	7	25	20	5	28.7	27.4	1.3
	合 計	258	222	36	156	145	11	76	70	6	29.5	31.5	△ 2.0

管理職選考実施状況（免除者決定）（平成29年度）

（単位：人、％）

	対象者数				免除者数				免除率			
	計	受験方式内訳			計	受験方式内訳			計	受験方式内訳		
		全部	分割	前倒し		全部	分割	前倒し		全部	分割	前倒し
	A	A1	A2	A3	B	B1	B2	B3	B/A	B1/A1	B2/A2	B3/A3
事 務	437	123	111	203	112	25	23	64	25.6	20.3	20.7	31.5
技術Ⅰ	83	31	20	32	22	12	1	9	26.5	38.7	5.0	28.1
技術Ⅱ	42	18	8	16	14	6	4	4	33.3	33.3	50.0	25.0
技術Ⅲ	41	7	19	15	14	6	1	7	34.1	85.7	5.3	46.7
技術計	166	56	47	63	50	24	6	20	30.1	42.9	12.8	31.7
計	603	179	158	266	162	49	29	84	26.9	27.4	18.4	31.6

注1 対象者数とは、受験者数から合格者数を除いた数

2 全部とは、全部受験方式で筆記考査全てを受験し、合格にいたらなかった人

3 分割とは、分割受験方式で受験した人

4 前倒しとは、前倒し受験方式で受験した人

5 免除率は、小数点第二位以下四捨五入で算出

g 転 職

転職については、本委員会で基準を定めている。

能力実証は、原則として本委員会が実施しているが、採用選考職である職務分類基準（Ⅰ）1級職及び職務分類基準（Ⅱ）1・2級職への転職については、その能力実証の基準及び方法を定めて、23区の任命権者に委任している。

なお、能力実証権限を委任した職については、本委員会は受任者からその転職の実施結果の報告を受けることとしている。

※特例転職選考は平成25年度で終了した。

イ 労働基準監督機関の職権行使

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、非現業職員（労働基準法（以下「労基法」という。））別表第1第11号、第12号及び別表第1に掲げる事業以外の官公署に勤務する職員で、単純労務職員を除く職員）については、地方公務員法第58条第5項の規定に基づき、人事委員会（人事委員会を置かない地方公共団体にあってはその長）が行使することとされている。

特別区に勤務する非現業の職員については、東京都からの配属職員制度が廃止された昭和50年度から各特別区の長の職権行使を本組合で共同処理することとなったため、本組合の管理者が労働基準監督機関としての職権を行使してきた。その後、昭和53年4月に各特別区が本委員会を連合して設立したことにより、同年度から本委員会が職権行使を行っている。

事業の概要は、次のとおりである。

事 務 事 業	根 拠 法	概 要
定 期 監 督	労基法第101条 労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第91条 ほか	職員の適切な勤務条件及び安全と健康を確保することを目的として、事業場の事業内容、勤務実態及び執務環境について調査・監督し、併せて労基法及び安衛法等の法令に規定された職員の勤務条件に関する基準の周知を図る。 事業場に出向いて事情聴取、施設調査を行う方法で監督を実施している。監督の結果、法令上問題があると認められる場合は、使用者又は職員に対して命令又は指導を行う。
ボ イ ラ ー 等 の 検 査	安衛法第38条 ほか	ボイラー、第一種圧力容器、ゴンドラ等の落成・変更・使用再開検査を行う。なお、性能検査については、安衛法の改正により、平成16年3月31日以降、登録性能検査機関のみが実施することとなった。
労働安全衛生普及活動	安衛法第59条 ほか	労働安全衛生講演会 各区の労働安全衛生担当者等の安全衛生意識の高揚を図るため、講演会を開催している。
許認可事務	労基法第33条 〃 第41条 〃 第19条 〃 第20条 〃 第36条 安衛法第88条 〃 労基法第104条の2 安衛法第10・12・13条 安衛法第66条 労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第97条 安衛則第96条 安衛法第100条	主な許認可事務 〔許可〕 ○非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働の許可 ○断続的な宿直又は日直勤務の許可 〔認定〕 ○解雇制限除外の認定 ○解雇予告除外の認定 〔届出の受理〕 ○時間外労働・休日労働に関する協定届（いわゆる36協定） ○ボイラー等の設置及び変更の届 ○機械等の設置、移転及び変更に関する計画の届 〔報告の受理〕 ○適用事業報告 ○総括安全衛生管理者、衛生管理者及び産業医の選任報告 ○定期健康診断及び電離放射線健康診断結果報告 ○職員死傷病報告 ○事故報告 ○機械等の設置、使用休止及び廃止報告

(ア) 平成29年度実績

a 定期監督

事業	施設数	結果の概要
区民行政施設	10	指摘事項…46事業場、156件
教育施設	40	○週休日の振替(23件) ・規則で定める期間に週休日が取得できていない。 など
計	50	○超過勤務手当(8件) ・週休日等の振替及び時間外労働に係る割増賃金が支払われていない。 ○時間外・休日労働に係る協定(31件) ・時間外・休日労働に係る協定を締結せず、時間外・休日労働を行わせている。 ○安全衛生管理(13件) ・衛生推進者が選任されていない。 など ○有害物管理(76件) ・薬品台帳・化学物質等安全データシートが整備されていない。 ガラス製薬品容器の一部に接触割れ防止の措置がされていない。 など ○工作・木工機械等の安全管理(4件) ・丸のこ盤等に安全装置が設けられていない。また、卓上ボール盤、両頭グラインダー及び角のみ盤が固定されていない。

注 () 内は、指摘事項数

b ボイラー等の検査

内訳(基数)

項目	ボイラー	一圧容器	ゴンドラ	クレーン	計
落成検査	0	1		0	1
変更検査	0	0	0	0	0
使用再開検査	0	0	0	0	0
計	0	1	0	0	1

c 労働安全衛生普及活動

総合的な労働安全衛生対策を進めるにあたっては、労働が健康に与える影響や健康障害等を防ぐための安全衛生管理体制及び作業環境管理等についての正しい知識が必要である。

その知識の普及のため、次の事業を実施している。

・労働安全衛生講演会

各区の労働安全衛生担当者等の安全衛生意識の高揚を図るため、講演会を開催している。

開催年月日 平成29年11月7日(火)

開催場所 東京区政会館20階 205会議室

演題 「安全衛生委員会の効果的な運営」

講師 井上労働衛生コンサルタント事務所代表 井上温 氏

受講者 38名

d 許可、認可、報告等件数

種 別	件 数
断続的な宿直又は日直勤務の許可申請	1件
解雇予告除外認定	13件
時間外・休日労働に関する協定届	937件
総括安全衛生管理者・衛生管理者・産業医選任報告	88件
定期健康診断等結果報告	97件
職員死傷病報告	5件
事故報告	0件
ボイラー等の落成・変更等各検査申請	1件
ボイラー等の設置・変更届等	0件
ボイラー等の休止・廃止報告	11件
ボイラー等の検査証再交付・書替申請	0件

(イ) 平成30年度 実施計画概要

事 業	実 施 概 要	
	基 本 方 針	実 施 計 画
定 期 監 督	職員の勤務条件や執務環境が労基法及び安衛法等に適合しているかどうかを調査・監督するとともに、法令に規定された職員の勤務条件に関する基準の周知を図ることを目的に実施する。 1 有害物を管理する事業場 2 時間外・休日労働時間数が多い事業場	・実施予定事業場数 50事業場 (労基法別表第1第12号の事業場及び同表以外の事業を行う官公署) ・実施時期 平成30年5月～平成31年1月
ボ イ ラ ー 等 検 査	落成検査、変更検査及び使用再開検査については、本委員会が実施する。 性能検査については、登録性能検査機関(日本ボイラ協会、ボイラ・クレーン安全協会、セイフティエンジニアリング及び日本クレーン協会)のみが実施する。 (参考) 平成30年4月1日現在ボイラー等設置基数 …………… 184基 ◎ ボイラー 21基 ◎ 第一種圧力容器 113基 ◎ ゴンドラ 48基 ◎ クレーン 2基	
労働安全衛生普及活動	労働安全衛生講演会 各区の労働安全衛生担当者等の安全衛生意識の高揚を図るため、講演会を開催する。	

ウ 管理職員等の範囲を定める規則の制定

管理職員等とその他の一般職員とは、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等の範囲は、人事委員会規則（又は公平委員会規則）で定めることとされている（地方公務員法第52条第3項ただし書き及び第4項）。

エ 職員団体の登録

職員団体は、条例で定めるところにより、理事その他の役員の氏名及び条例で定める事項を記載した申請書に規約を添えて人事委員会（又は公平委員会）に登録を申請することができる（地方公務員法第53条第1項）。

職員団体は、登録の有無にかかわらず、交渉を行うことができるが、登録した場合は、次のような便宜が与えられている。

(ア) 登録職員団体から適法な交渉の申入れがあったときは、地方公共団体の当局は、その申入れに応ずべき地位に立つこと。

(イ) 登録団体は、法人となることができること。

(ウ) 登録団体に対しては在籍専従職員を認めることができること。

なお、平成30年3月31日現在、59の職員団体が登録されている。

オ 勤務条件に関する措置要求の審査

人事委員会(又は公平委員会)は、勤務条件に関する措置要求があったときはその事案について審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、その権限に属する事項については自らこれを実行しなければならない。その他の事項については、権限を有する地方公共団体の機関に対して必要な勧告をしなければならない(地方公務員法第47条)。

措置要求に関する件数

(単位:件)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
前年度までの未処理件数	4	3	3	4	3
要求件数(新規)	1	0	1	1	2
処理件数	2	0	0	2	2
未処理件数	3	3	4	3	3

カ 不利益処分に関する審査請求の審査

人事委員会(又は公平委員会)は、不利益処分に関する審査請求を受理したときは、直ちにその事案を審査しなければならない。審査の結果に基づいて、処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合には処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならない(地方公務員法第50条)。

審査請求に関する件数

(単位:件)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
前年度までの未処理件数	286	291	277	276	277
請求件数(新規)	5	2	0	4	2
処理件数	0	16	1	3	3
未処理件数	291	277	276	277	276

キ 苦情処理

職員は、人事委員会(又は公平委員会)に対し、勤務条件その他の人事管理に関する苦情相談を行うことができる(地方公務員法第8条第1項第11号)。

苦情相談に関する件数

(単位:件)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
前年度までの未処理件数	2	2	3	1	3
相談件数(新規)	12	14	11	22	18
処理件数	12	13	13	20	18
未処理件数	2	3	1	3	3

ク 学校医等の公務災害補償の審査

特別区立学校の学校医等の公務上の災害等について、その認定、療養の方法、補償金額の決定その他の補償の実施に関して学校医等から審査の申立てがあったときは、人事委員会（又は公平委員会）は、事案を審査し、裁定を行う（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条等）。

なお、これまで本委員会が学校医等の公務災害補償の審査をした事例はない。

ケ 退職手当支給制限等の処分に係る諮問に関する調査審議

各区の職員の退職手当に関する条例により、退職した者や遺族等に対する退職手当の支給制限・返納命令については、手続きの適正や権利保護を図る必要性が特に高いため、人事委員会への諮問が必要とされている。各区から退職手当支給制限等の処分に係る諮問を受けたとき、本委員会は、同諮問について調査審議をし、答申をする。

退職手当支給制限等の処分に係る諮問に関する件数 (単位:件)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
前年度までの未処理件数	0	0	0	0	0
諮問件数（新規）	1	0	0	2	0
処理件数	1	0	0	2	0
未処理件数	0	0	0	0	0

コ 退職管理の適正の確保

離職後に営利企業等に再就職した元職員（再就職者）は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、当該地方公共団体等と当該営利企業等又はその子法人との間の契約等事務（離職前5年間の職務に属するもの）に関し、離職後2年間、職務上の行為についての要求、依頼が禁止されている（地方公務員法第38条の2）。

この再就職者による依頼等の規制に違反する行為を行った疑いがある場合は、任命権者が調査を実施することになるが、その際、人事委員会（又は公平委員会）は、任命権者が行う調査が公正に行われるよう、その開始から終了までを監視する（地方公務員法第38条の3～第38条の5）。

サ 給与等の報告及び勧告

人事委員会は専門的人事行政機関として、地方公務員法第8条及び第26条に基づき、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等について絶えず調査・研究を行い、毎年少なくとも1回、給料表が適当であるかどうかについて、議会及び区長に同時に報告するものとされている。また、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができる。とされている。

給与は、情勢適応の原則（地方公務員法第14条）、均衡の原則（地方公務員法第24条第2項）及び職務給の原則（地方公務員法第24条第1項）に則して決定されるものである。例年、人事委員会は、これらの趣旨を踏まえ、特別区職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査を行い、公民較差を算出するとともに、国や他の地方公共団体の給与の実態を参考にし、給与等に関する報告、意見の申出及び勧告を行っている。平成29年は、10月11日に行った。これらの概要は、次のとおりである。

平成 29 年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要(平成 29 年 10 月 11 日)

本年の勧告のポイント

- ◇ 公民比較結果に基づき、月例給、特別給ともに引上げ
 - 1 月例給(平成 29 年 4 月 1 日に遡及して改定実施)
 - 公民較差(526 円、0.13%)を解消するため、給料表を改定
 - 2 特別給(期末手当・勤勉手当)(改正条例の公布の日から実施)
 - 年間の支給月数を 0.1 月引上げ(現行 4.4 月→4.5 月)、勤勉手当に割振り
 - ◎ 職員の平均年間給与は、約 5 万円増
- ◇ 扶養手当の見直し(平成 30 年 4 月 1 日実施)
 - 配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引上げ
- ◇ 行政系人事・給与制度の見直しに伴う改正(平成 30 年 4 月 1 日実施)
 - 係長職より下位の職や課長級の再編等の人事制度の見直しを踏まえ、職務給原則を徹底する観点から給料表を抜本的に見直し

職員の給与に関する報告・勧告

I 職員と民間従業員との給与の比較

1 職員給与等実態調査の内容(平成 29 年 4 月)

職 員 数	民間従業員と比較した職員		
	職 員 数	平均給与月額	平 均 年 齢
56,642 人	30,979 人	393,512 円	41.2 歳

2 民間給与実態調査の内容(平成 29 年 4 月)

区 分	内 容
調査対象規模	企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所
事 業 所 数	特別区内の 1,099 民間事業所を实地調査(調査完了 789 事業所)

3 公民比較の結果

○月例給

民間従業員	職 員	差
394,038 円	393,512 円	526 円 (0.13%)

(注) 民間従業員、職員ともに本年度の新卒採用者は、含まれていない

○特別給

民間支給割合	職員支給月数	差
4.52 月分	4.40 月	0.12 月

II 公民較差に基づく給与改定の内容

1 給料表

(1) 行政職給料表(一)

- ・全ての級及び号給について、給料月額を引上げ(平均改定率 0.1%)
- ・管理職及び係長職の職責の高まり等を考慮し、4 級以上の級において引上げを強め、6 級以上

の級においては更に強めた引上げ

- ・任用資格基準等を考慮し、全ての級において、一部号給の引上げを強める
- ・Ⅰ類初任給及びⅢ類初任給については、国の状況等を踏まえて引上げ

(2) その他の給料表

- ・その他の給料表については、行政職給料表（一）との均衡を考慮した改定

2 特別給（期末手当・勤勉手当）

- ・民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.1月引上げ
- ・支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、勤勉手当に割振り

3 実施時期

- ・給料表の改定は、平成29年4月1日に遡及して実施
- ・特別給については、改正条例の公布の日から実施

(参考1) 公民較差解消による配分

給 料	諸手当	はね返り	計
438 円	0 円	88 円	526 円

(参考2) 公民較差に基づく給与改定による平均年間給与の増加額（公民比較対象職員）

改定前	改定後	差
約 6,521 千円	約 6,571 千円	約 50 千円

Ⅲ 扶養手当の見直し

国における扶養手当の見直しを踏まえ、民間企業における家族手当の支給状況の変化、職員の扶養手当支給実態等を勘案し、区の状況に応じた見直しを図ることが適当

1 改正内容

- ・配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、それにより生ずる原資を用いて、子に係る手当額を引上げ

(配偶者：13,700 円→6,000 円、子：6,000 円→9,000 円)

2 実施時期等

- ・平成30年4月1日
- ・受給者への影響を可能な限り少なくする観点から、改正は段階的に実施

Ⅳ 給与制度における課題

1 勤勉手当制度

- ・成績上位者への配分原資が十分確保できるよう、一律抛割の割合や成績段階ごとの人員分布について継続的に見直しを図る必要
- ・一律抛割割合を適用していない一部の職員区分については、早急な改善が必要

2 昇給制度

- ・現行制度導入から一定の期間が経過していることから、各区における運用の違いに留意しつつ、制度の効果検証を行うなど、今後の昇給制度のあり方を検討する必要

人事・給与制度、勤務環境の整備等に関する意見

1 新たな人事・給与制度の構築（行政系人事制度の見直し）

(1) 任用制度

（職務・職責を踏まえた任用管理）

- ・現 1 級職から現 3 級職までの職務の級を廃止し、係長職の下に係員の職（新 1 級職）及び主任の職（新 2 級職）を設置
- ・主任職の位置付けは、係長職への昇任を前提とした係長を補佐する職であり、各区において定数管理を実施
 - ⇒ 主任職の任用に当たっては、係長職への昇任の意思を確認するとともに、的確な人材育成を行い、昇任に対する不安を軽減することが肝要
- ・係長職（現 4 級職）及び総括係長職（現 5 級職）に対応する職として、係長職（新 3 級職）及び課長補佐職（新 4 級職）を設置
- ・各区の実情に応じて柔軟に配置できるスタッフ型の「主査」を新設
 - ⇒ 「主査」を含めた係長職のポスト数を拡大することで、係長職の負担軽減を図るとともに、計画的な配置、育成による組織力の強化が必要
- ・課長職（現 6 級職）及び統括課長職（現 7 級職）を廃止し、新たな職務の級として課長職（新 5 級職）を設置
- ・部長職（現 8 級職）の職務の級として新 6 級職を設置し、任用資格基準を課長級 6 年に緩和
 - ⇒ 部長職が区政のトップマネジメントを補佐する職であることを踏まえ、能力、実績に基づく任用管理をこれまで以上に厳格に行う必要

（制度改正に伴う各職務の級の切替え等）

- ・現 1 級職から現 3 級職までについては、係員の職として設置される新 1 級職に切替え
 - ・主任の職として設置される新 2 級職については、新 1 級職から昇任選考により任用
 - ・現 6 級職及び現 7 級職については、課長職として設置される新 5 級職に切替え
- （制度改正の趣旨に基づく昇任選考等の実施）
- ・新 2 級職昇任選考に当たっては、選考の趣旨及び主任の位置付けを十分に把握した上で実施する必要
 - ・新 3 級職、新 4 級職及び新 6 級職への昇任は、選考ではなく、人事評価その他の能力実証により実施

(2) 給与制度

職の再編等に関する人事制度の見直しを契機として、給料表を抜本的に見直し

（行政系人事・給与制度の見直しに伴う新給料表の勧告）

- ・行政職給料表（一）について、職務・職責の一層の反映、昇任意欲の醸成、任用実態の反映等の観点から新たな給料表を勧告
- ・職の再編により新設する係員の職に適用する級（新 1 級）及び主任の職に適用する級（新 2 級）については、任用資格基準等を踏まえ、号給数及び給与カーブを設定
- ・職の再編により新設する課長の職に適用する級（新 5 級）については、職務・職責をより適切に反映した給与カーブに設定。なお、5 級の新設に伴い、管理職手当については、適切に設定する必要

- ・その他の級についても在職実態等を踏まえ、見直し
- ・医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）についても同様に改定
- ・給料表の勧告に伴い、級の切替え等について勧告
- ・給与構造・制度については今後も不断の見直しを行うとともに、任命権者においては昇給等の運用を適切に行う必要

（実施時期）

- ・平成30年4月1日

2 人事制度の課題

(1) 人材の確保

（採用環境の変化に対応できる採用制度）

- ・優秀な人材を安定的に確保するため、新たな経験者採用制度の構築に向けて、任命権者と連携し、引き続き検討
- ・改正障害者雇用促進法の趣旨に基づき、受験対象者の拡大等について、任命権者とともに検討（受験者獲得策の戦略的な展開）
- ・23区合同説明会、ホームページの更なる充実、区職員ならではのやりがいや魅力の発信により、特別区就職希望者の新規開拓を主眼とした採用PRの検討
- ・専門職、民間人材、経験者の門戸を広げるため、様々なPR手法について検討

(2) 人材の育成及び活用

（人事評価制度の適切な運用）

- ・人事評価制度について、組織目標の達成、職員の成長の支援に資する制度とするため、評価方法、評価結果の開示・活用等を引き続き検証し、納得性の高い仕組みとする必要（若年層職員の組織的かつ計画的な人材育成）

- ・計画的な研修やジョブローテーション等により、若年層職員それぞれのキャリア形成を支援するための仕組みづくりを検討する必要

（管理監督職を担う者の人材育成）

- ・主任の期間を係長職昇任までの育成期間として有効に活用し、管理監督職に対する不安を解消するための任用管理が肝要
- ・係長職としてのマネジメント能力の向上を支援するとともに、将来の管理職候補を育成するための仕組みづくりについて検討する必要
- ・課長職については、部長職の任用資格基準の緩和が行われることから、幅広い職務経験の蓄積により、管理職員としての能力開発を組織的かつ計画的に行う必要

（再任用職員の活用）

- ・任命権者は、再任用職員の能力等の維持・向上と活用の観点から、定年前職員と再任用職員の双方の能力を最大限に活用できる人事管理について進めていく必要
- ・定年の引上げ等に係る国の今後の動向を注視

（非常勤職員等への対応）

- ・法改正による一般職の会計年度任用職員の制度創設等を踏まえ、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員について、新制度への確かつ円滑に移行できるよう、任命権者と十分に連携し、検討

(保育教諭等への対応)

- ・現在兼職により対応している保育教諭等については、新制度へ円滑に移行できる任用についての仕組みづくりとともに、職務・職責の観点に基づいた給与について検討する必要

3 勤務環境の整備等

(1) 仕事と生活の両立支援

- ・仕事と生活の両立を支援する諸制度について、必要とする職員が積極的に活用できるよう、制度利用に係る実態把握・分析を進め、実効的な対策を講ずる必要

(2) 多様で柔軟な働き方

- ・時差勤務制度やフレックスタイム制等の様々な働き方については、特別区における業務や人員体制を勘案しつつ、可能な範囲で導入に向けた環境整備を図り、働き方の選択肢を増やすことも重要

(3) 長時間労働慣行の見直し及び年次有給休暇の取得促進

- ・労働時間の適正な把握を行い、過度な超過勤務が行われている職場を中心に、業務の見直し等について措置を講ずるとともに、超過勤務削減に向けての取組等の効果を具体的に検証し、実効性の高い方策を進めることが重要
- ・職員の計画的な年次有給休暇の取得促進を図るとともに、管理職員の積極的な休暇取得や業務の標準化等、休暇を取得しやすい職場づくりを進める必要

(4) メンタルヘルス対策の推進

- ・職場の人間関係や支援体制も含め、現状把握及び環境改善に積極的に取り組むほか、休職者が円滑に職場に復帰し、仕事が続けられるよう、より組織的な取組が必要

(5) ハラスメント防止対策

- ・区の方針、ハラスメントの内容や発生の原因を明確にし、職員に周知・啓発することや、相談体制の充実、再発防止策の整備等に取り組むことが必要

4 区民からの信頼の確保

- ・不祥事を発生させない健全な組織風土の構築に向け、業務手法の見直しや意識・行動改革のための仕組みづくりを行うとともに、管理職員のマネジメント推進・支援策を講ずる必要
- ・地方自治法の一部改正を踏まえ、自治体のガバナンス強化の視点で内部統制についての検討が必要

シ 職員に関する条例の制定・改廃に伴う意見の申出、条例又は規則に基づく承認及び協議

「職員に関する条例」を制定・改廃しようとするときは、地方公務員法第5条第2項に基づき、各区議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないとされている。

また、各特別区における「職員に関する条例」又はこれらに基づく人事委員会規則の適用に際して、あらかじめ人事委員会の承認を得、又は人事委員会と協議するものとされている事項がある。

これらについて、本委員会が処理した過去5年間の案件数は次のとおりである。

処理案件数		(単位：件)				
項 目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
意 見 聴 取	216	534	706	320	472	
承 認 事 項	484	826	382	853	842	
協 議 事 項	8	0	28	10	83	
計	708	1,360	1,116	1,183	1,397	

2 共同研修（本組合理約第3条第1号ロ）

共同研修は、特別区の職員として求められる知識と能力の向上及び公務員意識の高揚を図ることを目的とし、各区の人材育成基本方針等の方向性を見据え、区が実施する研修とともに、多様な人材育成手段のひとつとして実施している。

共同研修の実施にあたっては、予め3ヵ年の基本計画（平成28年度～平成30年度）を策定し、基本方針及び重点育成目標を明らかにしている。

(1) 平成30年度の共同研修

① 基本方針及び重点目標

平成30年度の基本方針及び重点育成目標は以下のとおりである。

〈基本方針〉

- ・特別区職員に求められる基礎的な知識の習得にとどまらず、課題を発見し、解決に向けて自ら考える力や新たな視点の獲得につながる研修を実施する。
- ・組織の活性化を図り、職員一人ひとりがやりがいを持って働くことができる職場づくりや人づくりに資する研修を実施する。
- ・他区職員との交流等による職員のネットワークづくりや、高度な専門性の共有等、共同研修のスケールメリットを最大限に活用しうる研修を実施する。

〈重点育成目標〉

- ・各職層の職責を果たすことができる能力を、早期に養成する。
- ・管理監督者に不可欠なマネジメント能力やスキルの強化を図る。
- ・能力分野で必要な専門性の向上を図る。
- ・区政の各分野で必要な専門性の向上を図る。
- ・鋭い人権感覚と高い倫理観を養成する。

② 体系図及び研修の概要

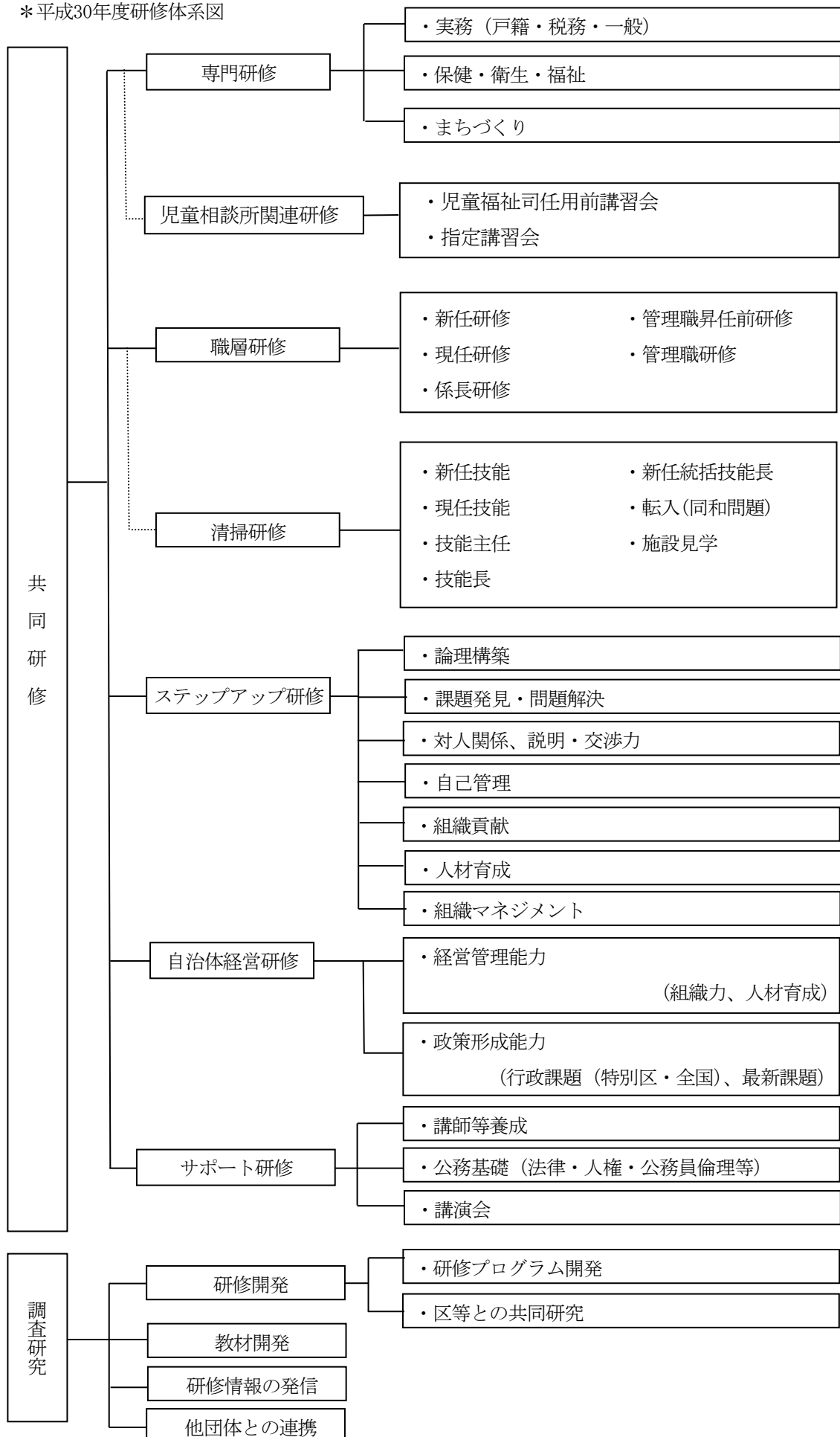
ア 体系図

＊平成30年度研修体系図のとおり

イ 研修の概要（特別区職員研修所で実施する研修）

研 修 名	内 容
専 門 研 修	同一施策又は同一実務に携わる職員を主な対象として、当該職務の専門的知識及び技術の習得により、職務遂行能力の向上を図る内容とするため、複雑、多様化する地域課題や最新課題に対応したカリキュラムを高度な専門性を有する官民様々な機関の協力を得ながら実施する研修
職 層 研 修	職層に応じ、公務員意識の高揚、基礎的知識の習得及び能力の向上を図る研修
ステップアップ研修	職員の能力、経験に応じて、知識の習得及び能力の向上を図る研修
自治体経営研修	管理監督者を主な対象者とし、政策課題の本質や解決の糸口にアプローチする研修内容とするため、最新のトピックスを軸に、特定分野における先駆的な取組みを行っている研究者等を講師に選定して実施する研修
サポート研修	講師等職場のリーダーの養成及び公務員としての基礎的な分野の習得を図る研修

*平成30年度研修体系図



③ 研修事業の概要（平成30年度計画 16,494人(調査研究を除く)）

ア 専門研修（平成30年度計画 71回 4,230人）

(ア) 専門研修（平成30年度計画 69回 4,148人）

(単位：人・日)

分野	研修名	実施形態 (回/年)	総人数	日数	分野	研修名	実施形態 (回/年)	総人数	日数
実務	戸籍(初級)	2/1	168	各4	保健・衛生・福祉	障害者地域支援	1/1	63	2
	戸籍(中級)	2/1	99	各5		子どもの発達障害	3/1	210	各1
	戸籍実務(証明)	2/1	149	各2		大人の発達障害	1/1	125	1
	課税	2/1	162	各4		発達障害者支援(演習)	2/1	104	各1.5
	納税(実務コース)	1/1	77	2		生活保護ケースワーカー	2/1	96	各2
	納税(演習コース)	1/1	59	1		保育・子育て	2/1	250	各2
	納税(滞納整理マネジメント)	1/1	37	1		中堅保育士	2/1	118	各2
	広報(編集実務)	1/1	51	2		保育園経営	1/1	80	2
	広報(チラシづくり)	3/1	137	各1		児童虐待への対応	2/1	114	各2
	自治体債権の管理・回収(基礎)	1/1	99	2		まちづくり(入門)～体系・用語～	1/1	132	0.5
	自治体債権の管理・回収(演習)	1/1	69	1		まちづくり(特別講座)	1/1	80	0.5
	用地	1/1	60	4	まちづくり	まちづくり(基礎Ⅰ)	2/1	136	各0.5
	情報システム開発委託管理	2/1	109	各2		まちづくり(基礎Ⅱ)	2/1	104	各1
保健・衛生・福祉	地域保健	1/1	42	2		都市再開発	1/2	43	2
	医師	1/1	27	0.5		都市計画街路	1/2	50	3
	保健指導実務	1/1	38	2		道路管理(占用)	1/2	34	2
	栄養士	1/1	47	2		公園	1/2	43	3
	公衆衛生行政	1/1	37	3		建築設備(電気)	1/2	46	3
	食品衛生	1/1	34	2		建築保全	1/2	68	2
	環境衛生	1/1	43	2		建築審査指導	1/2	47	3
	医薬衛生新任実務	1/1	29	2		区画整理	1/1	39	2
	医療監視	1/1	35	1		一級建築士入門	1/1	58	0.5
	薬事監視	1/1	36	1		建築主事養成	1/1	42	2.5
	検査技術	1/1	33	1		土壌汚染対策(用地管理)	1/1	59	2
	高齢者保健福祉	1/1	87	2		土壌汚染対策(規制指導)	1/1	49	1
	高齢者地域支援	1/1	57	1		技術職養成(土木造園)	1/2	40	2
	障害者保健福祉	1/1	97	1					

(イ) 児童相談所関連研修（平成30年度計画 2回 82人）（単位：人・日）

研修名	実施形態 (回/年)	総人数	日数
児童福祉司任用前講習会/ 指定講習会	2/1	82	各7

イ 職層研修（平成30年度計画 52回 7,471人）

（ア）職層研修（平成30年度計画 39回 6,965人）

（単位：回・人・日）

研 修 名	申込条件	回数	総人数	日数
新任研修（記念講演）	①新規採用職員 ②前年度以前未受講・未修了の職員	1	1,978	0.5
新任研修（前期）	①新規採用職員 ※経験者採用職員で「新任研修（経験者）」 を受講していない職員を含む。 ②前年度以前未受講・未修了の職員	4	1,476	各3
新任研修（後期）	①新規採用職員 ②前年度以前未受講・未修了の職員	5	1,502	各2
新任研修（経験者）	①新規経験者採用職員 ②前年度以前未受講・未修了の職員	1	204	2
現任研修	1 級職の職員	9	973	各3
係長研修	係長級の職員	4	351	各3
管理職昇任前研修	管理職選考合格者で、平成30年度において課 長補佐にある職員	2	151	各通所2日 宿泊3日
管理職研修（自治体マネジメント実践）	①管理職 ②管理職選考合格者で、平成30年度において 課長補佐にある職員	3	91	各2
管理職研修（メディアトレーニング）	管理職	3	73	各1
管理職研修（メンタルヘルス）	①管理職 ②管理職選考合格者で、平成30年度において 課長補佐にある職員	3	96	各1
管理職研修（議会答弁）	①管理職選考合格者で、平成30年度において 課長補佐にある職員 ②課長職1年目の職員	4	70	各1.5

（イ）清掃研修（平成30年度計画 13回 506人）

（単位：回・人・日）

研 修 名	回数	総人数	日数	研 修 名	回数	総人数	日数
新任技能	1	12	1	技能長(3年目)	1	32	3
現任技能	1	36	2	新任統括技能長	1	8	2
技能主任	4	112	各3	転入(同和問題)	3	241	各0.5
新任技能長	1	38	3	施設見学	1	27	1

ウ ステップアップ研修（平成30年度計画 64回 2,224人）

（単位：回・人・日）

研 修 名	申込条件	回数	総人数	日数
論理構築				
思考力・論理構築力向上	係長級以下の職員	9	317	各1
課題発見・問題解決				
対話によるポジティブ・アプローチ	係長級以下の職員	10	326	各2
対人関係、説明・交渉力				
説明力・交渉力強化	係長級以下の職員	7	226	各2
クレーム対応	係長級以下の職員	8	277	各1
コミュニケーションスキルアップ	全職員	5	160	各1
自己管理				
モチベーションコントロール	主任以下の職員	3	62	各2
組織貢献				
協働型リーダーシップ	主任以下の職員	9	304	各1
悪質クレームの法的対応	主任以上の職員	3	243	各0.5
人材育成				
マネジメント実践のためのチームコーチング	係長級以上の職員	5	165	各2
組織マネジメント				
メンタルヘルスマネジメント	係長級の職員	2	62	各1
係長のためのマネジメント	係長級の職員	3	82	各2

エ 自治体経営研修（平成30年度計画 5回 545人）

（単位：回・人・日）

研 修 名	申込条件	回数	総人数	日数
自治体の人材育成	管理職及び係長級の職員。ただし、受講を希望する主任も可	1	133	0.5
組織力向上	管理職及び係長級の職員	1	96	0.5
地方自治をめぐる課題	管理職、係長級の職員。ただし、受講を希望する主任も可	1	109	0.5
特別区の課題	管理職及び係長級の職員。ただし、受講を希望する主任も可	1	107	0.5
行政トピックス	管理職、係長級の職員。ただし、受講を希望する主任も可	1	100	0.5

オ サポート研修（平成30年度計画 34回 2,024人）

（単位：回・人・日）

研 修 名	申込条件	回数	総人数	日数
講師等養成「人権・同和問題Ⅰ」	①人権・同和問題研修の講師となる予定の職員及び管理職候補者 ②清掃事業主管部署の管理職 ③人権施策担当部署の職員 ④その他特に希望する職員	2	132	各2
講師等養成「人権・同和問題Ⅱ」	①人権・同和問題研修の講師となる予定の職員 ②その他特に希望する職員	1	42	延5
講師等養成「人権・同和問題Ⅲ」	①人権・同和問題研修の講師となる予定の職員 ②その他特に希望する職員	2	51	各1
講師等養成「汚職等事故防止」	清掃事業主管部署の管理者（課長級以上の職員）で、各清掃事業職場で実施する汚職等事故防止研修の講師登壇予定者	2	45	各1
講師等養成「研修の進め方」	①各区で実施する研修等において講師として登壇する予定のある職員 ②自身の職務で住民への説明を行う等、研修講師としての登壇予定は無いが、人前で話す機会があり、講師としての知識や技法を身に付けたい職員	2	37	各1
講師等養成「公務員倫理」	係長級の職員	1	51	1
公務基礎「地方公務員法」	1級職の職員	6	199	各1
公務基礎「地方自治法」	1級職の職員	7	243	各1
公務基礎「行政法」	主任以下の職員	4	154	各2
公務基礎「特別区制度」	主任の職員	3	100	各0.5
公務基礎「公務員倫理」	全職員	1	49	0.5
公務基礎「人権」	全職員	1	50	0.5
講演会	全職員	2	871	各0.5

カ 調査研究

(ア) 研修開発「研修プログラム開発～試行研修」(平成 30 年度計画 8 回)

(単位：回・人・日)

研 修 名		申込条件	回数	定員	日数
専門研修	統計分析（基礎）	政策立案および事業計画策定に携わる職員	2	各25	各2
	児童家庭福祉Ⅰ・Ⅱ	子ども家庭支援センターを含む子ども家庭福祉・行政に携わる職員等	2	各50	各2
	児童心理(入門)・(実践)	子ども家庭支援センターを含む福祉関連施設等に勤務する心理職	2	各50	各2
	司法面接	子ども家庭支援センターを含む福祉関連施設等に勤務する心理職及び児童福祉司任用資格取得者	1	36	2
	道路メンテナンス	道路の維持管理業務等を担当する職員	1	50	1
サポート研修	政策法務	主任以下の職員	1	36	2

(イ) 研修開発「共同事業研修・連携研修」

- ・公益財団法人特別区協議会との連携講座

(ウ) 教材開発

- ・職員ハンドブックの発行

(2) 研修実績（他団体からの受入れは実績に含めない。）

(単位：回・人)

区 分		29 年度実績		28 年度実績		増△減	
		回数	人員	回数	人員	回数	人員
専門研修		68	3,784	62	3,662	6	122
職 層	新任研修(記念講演)	1	1,741	1	1,653	－	88
	新任研修(前期)	4	1,353	4	1,272	－	81
	新任研修(後期)	5	1,377	5	1,402	－	△25
	新任研修(経験者)	1	163	1	116	－	47
	現任研修	9	862	9	941	－	△79
	係長研修	5	407	4	397	1	10
	管理職昇任前研修	2	164	2	159	－	5
	管理職研修	12	298	8	228	4	70
清掃研修		14	459	13	476	1	△17
ス テ ッ プ ア ッ プ	論理構築	10	326	10	317	－	9
	課題発見・問題解決	9	315	8	328	1	△13
	対人関係、説明力・交渉力	21	716	17	619	4	97
	自己管理	3	102	3	92	－	10
	組織貢献	12	475	11	543	1	△68
	人材育成	4	108	4	87	－	21
	組織マネジメント	5	139	5	149	－	△10
自治体経営研修		5	517	5	607	－	△90
サ ポ ー ト	講師養成研修	10	306	11	335	△1	△29
	公務基礎	19	647	20	762	△1	△115
	講演会	2	817	2	1,216	－	△399
調 査 研 究	専門研修	6	239	4	151	2	88
	職層研修	1	14	2	39	△1	△25
	清掃研修	－	－	1	23	△1	△23
	ステップアップ研修	－	－	－	－	－	－
	自治体経営研修	－	－	－	－	－	－
	サポート研修	1	46	－	－	1	46
計		229	15,375	212	15,574	17	△199

(3) 研修関連の会議体

① 特別区職員研修審議会

特別区職員の研修に関する事務のうち、特に重要な事項を審議するため、管理者の諮問機関として、特別区職員研修審議会を設置している。

審議会は、特別区の副区長の中から管理者が委嘱した委員をもって構成するが、必要に応じて学識経験者に委嘱することもできる。委員の数は10人以内とし、任期は1年である。審議会に会長を置き、委員の中から互選により定めている。

平成10年9月、「これからの特別区職員研修のあり方について」の答申が出され、平成11年度以降の特別区職員研修は、この答申の内容に沿って進められている。

なお、過去の答申等の経過は次のとおりである。

昭和49年 7月	今後における特別区職員の研修はいかにあるべきか（答申）
50年11月	昭和51年度共同研修事業計画について（意見具申）
54年 8月	昭和55年度以降の特別区職員研修のあり方について（答申）
56年 7月	係長研修体系について（意見具申）
61年10月	昭和62年度以降の職層研修のあり方について（答申）
62年10月	特別区職員研修所の将来展望について（答申）
平成 7年10月	今後の特別区職員職層研修のあり方について（答申）
10年 9月	これからの特別区職員研修のあり方について（答申）
11年12月	都区制度改革等に係る職員研修の実施などについて（第1次答申）
12年 2月	都区制度改革等に係る職員研修の実施などについて（第2次答申）

② 特別区職員研修協議会

特別区職員研修規則（昭和50年特別区人事・厚生事務組合規則第15号）第5条に基づき、共同研修の実施に関して必要な事項の協議及び調査研究を行うため、23区及び特別区職員研修所の課長級職員を構成員として設置している。

③ 特別区職員研修運営検討会

特別区職員研修協議会運営要綱第3条に基づき、特別区職員研修協議会での具体的事項について検討するために置くことができる。

特別区職員共同研修実施計画等の検討のため、例年、特別区職員研修協議会により設置されている。

(4) 共同研修の沿革

昭和28年3月12日、本組合理約の改正により開始し、その後は特別区職員の採用拡大等を受け、各区から求められる共同研修について以下のとおり実施してきた。

- 昭和29年 1月 ・ A類研修（新任研修）
- 33年 4月 ・ 特別区職員研修所設置（千代田区九段北一丁目1番4号東京区政会館内）
- 40年10月 ・ B類研修（中級現任研修）を開始
- 43年 6月 ・ 派遣研修（社会福祉専門講座）を開始
- 10月 ・ 派遣研修（統計職員養成所専科研修）を開始
- 45年 1月 ・ 派遣研修（自治大学校）を開始
- 46年 2月 ・ 初級現任研修を開始
- 48年 4月 ・ 新任研修（大卒程度）を開始 ※短大卒、高卒の新任研修は各区で実施
- ・ 係長研修（通所）を開始
- ・ 専門研修（人事管理等）を実施
- 50年 4月 ・ 新任研修（短大卒程度）を開始 ※高卒程度の新任研修は各区で実施
- ・ 管理職研修を東京都職員研修所と共同で実施
- 51年 4月 ・ 係長研修（宿泊）を開始
- 52年 4月 ・ 講師養成研修を開始
- 53年 4月 ・ 係長研修二部制を開始
- 54年 4月 ・ 管理職研修を独自で実施
- 55年 4月 ・ 新特別区職員研修所開所（江東区塩浜二丁目22番10号）
- ・ 新研修体系（職層研修・職能研修・特別研修）により研修を実施
- ・ 現任研修（上級）及び特別講座を開始
- 56年 6～ 7月 ・ 医師海外派遣研修を実施
- 9月 ・ 係長任用制度改正に伴い新任係長職研修を実施
- 57年 4月 ・ 係長研修三部制を開始
- 62年 2月 ・ 現任研修（上級）の事業終了
- 5月 ・ 主任主事研修を開始
- 63年10月 ・ 統括課長研修を開始
- 平成 2年 4月 ・ 特別区職員研修所別館開所
- ・ 資料室設置
- ・ 新任研修に高卒程度（身体障害者選考採用者を含む）を追加
- 5月 ・ O A研修、外国語研修及びC A D研修を開始
- ・ 職能研修を新体系（サザンクロスプラン）で実施
- 3年 7月 ・ 課長Ⅱ部研修にケースメソッド方式を導入
- 5年 4月 ・ 新任研修（前期・後期）を2分割実施
- 6年 4月 ・ 特別派遣研修「東京都立大学大学院（都市科学研究科・修士課程）」を開始
- 7年 7月 ・ 統括課長研修に官民合同方式の研修を導入
- 8年 4月 ・ 主任主事研修、係長研修、管理職候補者研修を新体系で実施
- 9年 4月 ・ 新任研修を新体系で実施（保育職を加える。）

- 12年 4月 ・ 本組合規約の改正により「職員の研修に関する事務」から「共同で実施する職員の研修に関する事務」となる。
- ・ 新研修体系（職層研修・専門研修・特別研修）により研修を実施
- ・ 清掃共同研修を開始
- 10月 ・ 「特別区職員研修情報システム構築について」23区導入合意
- 13年 4月 ・ 主任主事研修を新体系で実施（長期合格者を加える。）
- 8月 ・ 研修情報システム稼働
- 14年 4月 ・ 外国語研修と都立大学大学院派遣研修を廃止
- ・ O A操作研修を廃止し、I T研修を開始
- 15年 4月 ・ 政策形成研修（ビジネススキル研修）を開始
- ・ 課長研修、統括課長研修、部長研修を廃止し、管理職研修Ⅰ、管理職研修Ⅱ、管理職研修Ⅲを新設
- 16年 4月 ・ 専門研修に研修評価を試行導入
- ・ 聴講制度を整備
- ・ 講師養成研修、公務員倫理研修、人権・同和問題研修を特別研修から職層研修に組み替え
- ・ 管理職候補者指定研修「同和問題研修」を廃止
- 17年 4月 ・ 専門（派遣・委託）研修、都健康局相互研修を廃止
- ・ 職層研修における講師養成研修「接遇」を廃止
- 18年 2月 ・ 特別区職員研修所ホームページ運用開始
- 4月 ・ 職層・専門・特別研修という体系を、職層・ステップアップ・自治体経営・専門・公務基礎・サポート研修という新しい研修体系に整理・統合
- ・ 管理職研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを廃止し、課長研修Ⅰ・Ⅱ、統括課長研修、部長研修を新設
- ・ 講師養成研修「人権・同和問題」、管理職候補者指定研修「人権・同和問題」を開始
- 19年 4月 ・ 全研修を対象に、各区の判断による選択制を導入し、共同研修事務分担金を新設
- ・ 主任主事研修を廃止
- ・ 係長級（係長昇任時研修、課務担当係長研修、総括係長研修）及び管理職対象（課長研修Ⅰ・Ⅱ、統括課長研修、部長研修）の研修を整理・統合し、それぞれ係長研修、管理職研修とする。
- ・ 東京都市区町村共同事業への協力・連携開始
- ・ (財)特別区協議会、首都大学東京オープンユニバーシティとの連携事業への協力開始
- 19年 9月 ・ 特別区職員研修所（江東区塩浜二丁目22番10号）が東京区政会館本館（千代田区九段北一丁目1番4号）に移転し、同年10月より事業再開
- 20年 4月 ・ 現任研修の対象者を2級職（在職年数4年以上5年未満）から2級職（在職年数を問わない）に変更
- 20年10月 ・ 東京都自治連絡協議会による合同研修の開始（平成22年度まで）
- 22年 4月 ・ 聴講制度、講師派遣制度を廃止
- 24年 4月 ・ 清掃研修「現任技能」の在職年数別3区分を統合して実施

- 26年 4月 ・ インストラクショナルデザイン（I D）理論を共同研修に適用
- 28年 2月 ・ 特別区職員研修所（千代田区九段北一丁目1番4号）が秋葉原センタープレイスビル（千代田区神田相生町1番地）に移転
- 30年 4月 ・ 児童相談所関連研修を新たに研修体系に追加、児童福祉司任用前講習会、指定講習会を新設の上、実施

3 互助制度の助成（本組合同約第3条第2号）

特別区職員の互助制度の助成に関する事務は、昭和26年8月10日本組合設立と同時に共同処理を開始した。当初の助成対象団体は、地方公務員法第43条（現行規定は全文改正されている。）に基づき昭和27年7月1日に設立された「特別区職員共済組合」であった。その後、昭和37年12月1日に地方公務員法の一部改正（第43条全文改正、共済制度は法律で定めることとなった。）及び地方公務員等共済組合法が施行され「東京都職員共済組合」が設立されたことに伴い、名称の混同をさけるため「特別区職員互助組合」と改称し、従前の事務事業を全て継承した。

特別区職員の福利厚生施策として、特別区職員互助組合が行う職員のライフサイクルに対応した福利厚生事業をさらに充実させるための資金として、特別区職員互助組合に対し、毎年度、交付金及び貸付金の助成を行ってきたが、平成16年度に基金を整理し、平成17年度からの交付金を廃止した。平成18年度に行われた「特別区職員互助組合の事業及び公費負担の見直し」により、特別区職員互助組合に対する交付金及び貸付金は平成19年度から廃止し、特別区職員互助組合は、組合員が負担する組合費等により、特別区職員のスケールメリットを生かした事業や組合員のライフプラン・自己啓発への支援事業などを行うこととなった。

4 人事交流（本組合同約第3条第3号イ）

「二団体事務事業の見直し計画」（平成12年12月15日特別区長会決定）を受け、平成14年4月1日付以降の一般職員（幼稚園教育職員を含む。）の人事交流に係る交流基準の策定と、人事交流に関する情報の収集・提供等を行っている。

5 職員の任用・給与等の基準（本組合同約第3条第3号ロ）

特別区の人事事務の効率的かつ安定的処理を図るため「特別区共通基準」の企画・立案及び特別区共通基準以外の任用・給与その他の勤務条件の基準に関する情報提供・調整等を行っている。

6 職員定数算定基準（本組合同約第3条第3号ハ）

各区が定数管理を行うにあたり、参考とするため、特別区に共通する定数基準を策定することとし、「職員定数算定基準に関する事務」として昭和50年4月1日から共同処理している。

7 職員相談及び精神保健（本組合同約第3条第3号ニ）

特別区に勤務する職員のこころの悩みや一身上の諸問題の相談に応じ、その解決に協力することにより、生活の安定と職場で明るく勤務できるよう援助することを目的として、昭和50年6月2日から開始した。

当相談業務については、平成9年4月1日より特別区職員互助組合に業務委託を行っている。

8 組合教育委員会の事務（本組合同約第3条第4号、第3条第3号イ、第3条第3号ロ）

平成10年5月8日に地方自治法等の一部を改正する法律（都区制度改革関連法）が公布され、平成12年4月1日に教育事務や清掃事業等が東京都から特別区に移管された。

都区制度改革関連法による地方教育行政の組織及び運営に関する法律第59条の廃止に伴い、東京都の教育委員会が処理することとされていた「区立学校の教育職員の任用その他の身分取

扱い、教育課程及び教科書その他の教材の取扱いに関する事務」が特別区の教育委員会に移管された。このうち、幼稚園教育職員の身分取扱いに関する事務の一部については本組合に教育委員会を設置して共同処理することになった。

平成12年4月1日に発足した特別区人事・厚生事務組合教育委員会（以下「組合教育委員会」という。）では、各区教育委員会（以下「各区教委」という。）と連携しながら、共同処理事務の円滑かつ適正な執行を図っている。

(1) 共同処理する事務

組合教育委員会では、幼稚園教育職員に関する次の5つの事務を共同処理している。

ア 採用に係る選考に関する事務

- ・23区が採用する幼稚園教員の採用候補者選考
- ・幼稚園教員の妊娠出産休暇・育児休業取得に伴う臨時的任用教員の採用候補者選考
- ※ 任用事務は各区教委で行う。

イ 昇任選考に関する事務

- ・主任教諭選考
- ・副園長選考
- ・園長選考

ウ 人事交流に関する連絡調整事務

区相互間の人事交流に関する連絡調整事務

エ 23区共同で実施する研修に関する事務

- ・幼稚園教員新規採用二年目フォロー研修
- ・主任教諭研修Ⅰ
- ・主任教諭研修Ⅱ
- ・管理職候補者養成研修
- ・管理職昇任前研修
- ・新任管理職・管理職候補者研修
- ・新任園長研修
- ・園長・副園長等専門研修
- ※このほかの幼稚園教育職員の研修は、各区教委及び東京都教職員研修センター等で実施している。

オ 任用及び給与その他の勤務条件の基準に関する事務

23区共通の勤務条件（幼稚園教育職員に係る共通基準15項目）に関する企画立案事務

(ア) 採用選考実績

(単位：人)

	平成29年度				平成28年度			
	申込者	受験者	合格者	補欠者	申込者	受験者	合格者	補欠者
採用選考	627	508	41	51	782	682	53	50

(イ) 昇任選考実績

(単位：人)

	平成29年度			平成28年度		
	申込者	受験者	合格者	申込者	受験者	合格者
主任教諭選考	37	37	32	27	27	26
副園長選考	14	13	10	16	16	13
園長選考	17	17	11	25	25	12

(ウ) 研修実績

(単位：回・人)

	平成29年度		平成28年度	
	回数	人員	回数	人員
新採二年目フォロー研修	5	58	5	59
主任教諭研修Ⅰ	4	24	4	12
主任教諭研修Ⅱ	2	40	—	—
管理職候補者養成研修	2	13	2	14
管理職昇任前研修	2	11	2	14
新任管理職・管理職候補者研修	8	21	8	10
新任園長研修	4	11	4	11
園長・副園長等専門研修	3	145	3	129

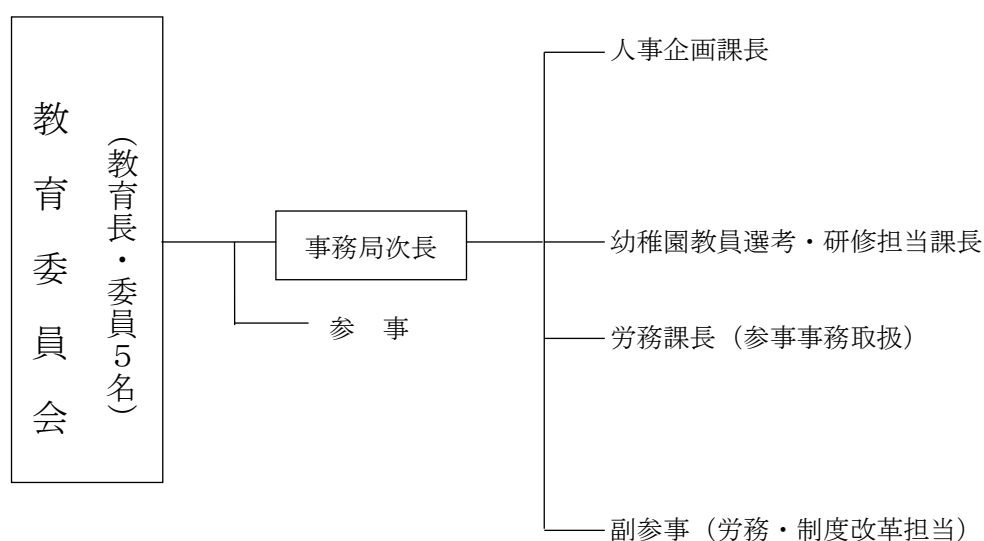
(2) 組合教育委員会の構成

組合教育委員会は教育長及び5名の委員をもって構成され、本組合の議会の同意を得て、本組合の管理者が任命する。

教育長及び委員5名のうち4名は23区の教育長の中から、委員のうち1名は23区の教育委員会の保護者である教育委員の中から選出され、組合教育委員会の委員を兼職している。

事務局には、次長、参事、人事企画課長、幼稚園教員選考・研修担当課長、労務課長、副参事（労務・制度改革担当）を配置している。

組織図



注 事務局職員は本組合人事企画部職員が兼務

※ 総合教育会議

平成27年4月1日に施行された、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づき、長と教育委員の協議の場である「第1回総合教育会議」が、管理者の主催により平成27年12月10日に開催され、「特別区人事・厚生事務組合教育委員会の組織及び運営に関する教育大綱」が定められた。

9 恩給の給付（本組合同規約第3条第5号）

本事業は地方公務員等共済組合法の施行前に受給権が発生した職員の恩給の給付を行う事務である。昭和42年4月1日、本組合同規約の変更にもとない共同処理を開始した。

その沿革は、昭和27年12月10日から本組合で共同処理していた地方公務員法第44条（現在は削除）に定める職員の退職年金及び退職一時金に関する事務が、昭和37年12月1日の地方公務員法の改正及び地方公務員等共済組合法の施行により「東京都職員共済組合」へ移管されたが、一部の事務がなお特別区の事務として残されたものである。昭和58年度以降は、給付対象者はいないが、在職証明等恩給関係の事務の一部を行っている。

10 公務災害補償

公務災害補償関係事務は、議員等の公務災害補償、特別区立幼稚園の幼稚園医等の公務災害補償及び公務災害見舞金の支給の3種から成り立っている。

(1) 議員等の公務災害補償（本組合同規約第3条第6号イ）

地方公務員災害補償法第69条に定める議会の議員、その他非常勤の職員の公務上又は通勤による災害に対して補償を行う事務である。昭和43年4月1日、本組合同規約に定めて共同処理を開始した。本組合では「特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例」を制定し、各種補償と福祉事業を行っている。

対象となる職員の範囲は、特別区の議会の議員、非常勤の監査委員、教育委員、選挙管理委員、農業委員、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員並びに嘱託員その他の非常勤の職員（労働者災害補償保険法適用職員を除く。）である。

補償に要する費用は、各特別区が年度当初における各特別区の非常勤職員の給与額の総額に1,000分の1.5を乗じて得た額を負担する。補償に要する経費に残額が生じた場合は、基金を設けて積み立てている（基金については、18頁参照）。

ア 補償の種類

種 類		内 容
療 養 補 償		公務上の災害等により、診察、薬剤・治療材料の支給、処置・手術その他の治療、病院・診療所への入院、看護、移送等の療養に要した費用を支給する。
休 業 補 償		公務上の災害等により業務に従事することができない場合で、特別区から給与を受けないときに、補償基礎額（給与の日額）の100分の60に相当する金額を支給する。
傷病補償年金		公務上の災害等による負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6か月を経過した日において、当該負傷又は疾病が治らず、かつ、当該負傷又は疾病の程度が条例に定める第1級から第3級までの傷病等級に該当する場合に毎年支給する（補償基礎額に313～245を乗じて得た額）。ただし、傷病補償年金を受ける者には休業補償を行わない。
障 害 補 償	年 金 一 時 金	公務上の災害等による負傷等の治ゆ後、条例に定める第1級から第7級までの等級に該当する障害がある場合に、障害が存する期間毎年年金（補償基礎額の313～131日分）を支給し、第8級から第14級までの等級に該当する障害がある場合には、一時金（補償基礎額の503～56日分）を支給する。
介 護 補 償		常時又は随時介護を受けている重度被災職員の介護に要した費用を支給する。
遺 族 補 償	年 金 一 時 金	公務上の災害等により死亡した場合、その遺族に年金を支給する。 （補償基礎額×遺族数による率） また、遺族補償年金を受ける者がいない場合には、一時金を支給する。 （補償基礎額×400日分）
葬 祭 補 償		公務上の災害等により死亡した場合に、葬祭を行う者に対して、通常葬祭に要する費用を支給する（315,000円＋補償基礎額×30日分）。

イ 主な福祉事業の種類

種 類		内 容
休 業 援 護 金		公務上の災害等により休業補償を受ける者に対し、休業補償が支給される期間、1日につき補償基礎額の100分の20に相当する額を支給する。
奨 学 援 護 金		公務上の災害等により年金たる補償の受給権者で、在学者の学資の支弁に困難をきたす者のうち、一定の要件を満たす者に対して支給する （在学者の区分に応じて月額13,000～39,000円）。
就 労 保 育 援 護 金		公務上の災害等により年金たる補償の受給権者で、未就学の児童の保育に係る費用を援護する必要があると認められた者のうち、一定の要件を満たす者に対して支給する（保育児1人につき月額12,000円）。
アフターケアの費用		公務上の災害等により外傷による脳の器質的損傷を受けた者等で、一定の要件を満たす者に対し、アフターケアとして必要な処置（診察・保健指導等）の費用を支給する。
傷 病 特 別 支 給 金		公務上の災害等による傷病補償年金の受給権者に対して支給する （傷病等級の区分に応じて、1,000,000～1,140,000円）。
遺 族 特 別 支 給 金		公務上の災害等による遺族補償の受給権者に対して支給する （各受給権者の区分に応じて、1,200,000～3,000,000円）。
障 害 特 別 支 給 金		公務上の災害等による障害補償の受給権者に対して支給する （障害等級の区分に応じて80,000～3,420,000円）。
傷 病 特 別 給 付 金		公務上の災害等による傷病補償年金の受給権者のうち、特別区から期末手当、勤勉手当又はこれに相当する手当を受ける者に対し傷病等級に応じた額を限度として、1年につき、その者に対して支給すべき傷病補償年金の額に100分の20を乗じて得た額を年金として支給する。ただし、休業援護金の支給は行わない。

ウ 補償対象職員数（各年度4月1日現在）

（単位：人）

年度・区	区議会議員	監査委員	教育委員	選挙管理委員	農業委員	計
25年度	896	72	100	92	105	1,265
26	878	70	98	96	106	1,248
27	898	73	102	99	105	1,277
28	900	71	98	99	105	1,273
29	897	70	98	104	103	1,272
(29年度内訳)						
千代田	25	3	4	4	0	36
中央	30	3	4	4	0	41
港	34	3	4	4	0	45
新宿	37	3	5	4	0	49
文京	34	3	4	4	0	45
台東	31	3	4	4	0	42
墨田	32	3	4	4	0	43
江東	44	3	4	4	0	55
品川	40	3	4	4	0	51
目黒	36	3	4	8	0	51
大田	49	3	5	4	0	61
世田谷	50	4	5	4	20	83
渋谷	33	3	5	4	0	45
中野	42	3	4	4	0	53
杉並	48	3	4	4	14	73
豊島	36	3	4	4	0	47
北	39	3	5	4	0	51
荒川	32	3	4	8	0	47
板橋	46	3	4	4	13	70
練馬	50	3	4	8	17	82
足立	45	3	4	4	11	67
葛飾	40	3	5	4	12	64
江戸川	44	3	4	4	16	71
計	897	70	98	104	103	1,272

注 上記に記載した職員（区議会議員等）並びに非常勤の調査員及びその他の非常勤職員（臨時職員等）が補償対象となる。

エ 補償実績

（単位：件・円）

種 類	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
療 養 補 償	件数 279 金額 21,046,807	件数 844 金額 41,779,661	件数 577 金額 29,685,632	件数 487 金額 18,675,674	件数 676 金額 28,889,137
休 業 補 償	件数 44 金額 3,229,020	件数 132 金額 10,713,847	件数 41 金額 9,184,647	件数 58 金額 4,763,926	件数 65 金額 5,745,363
傷病補償年金	件数 0 金額 0	件数 0 金額 0	件数 1 金額 344,350	件数 0 金額 0	件数 0 金額 0
障 害 補 償	件数 6 金額 7,850,052	件数 5 金額 7,177,468	件数 6 金額 7,608,544	件数 9 金額 11,579,292	件数 6 金額 7,454,357
介 護 補 償	件数 4 金額 679,200	件数 4 金額 679,200	件数 4 金額 680,720	件数 4 金額 683,400	件数 4 金額 685,000
遺 族 補 償	件数 5 金額 5,030,971	件数 4 金額 3,558,494	件数 2 金額 3,065,125	件数 1 金額 1,785,000	件数 1 金額 1,785,000
葬 祭 補 償	件数 0 金額 0	件数 0 金額 0	件数 0 金額 0	件数 0 金額 0	件数 0 金額 0
休 業 援 護 金	件数 44 金額 1,076,334	件数 132 金額 3,571,269	件数 41 金額 3,173,872	件数 58 金額 1,599,662	件数 65 金額 1,924,333
奨 学 援 護 金	件数 0 金額 0	件数 0 金額 0	件数 3 金額 660,000	件数 5 金額 660,000	件数 5 金額 660,000
アフターケア	件数 4 金額 67,204	件数 4 金額 423,581	件数 4 金額 240,736	件数 4 金額 462,893	件数 4 金額 245,098
傷病特別支給金	件数 0 金額 0	件数 0 金額 0	件数 1 金額 1,140,000	件数 0 金額 0	件数 0 金額 0
遺族特別支給金	件数 0 金額 0	件数 0 金額 0	件数 0 金額 0	件数 0 金額 0	件数 0 金額 0
障害特別支給金	件数 3 金額 2,530,000	件数 0 金額 0	件数 1 金額 2,280,000	件数 3 金額 480,000	件数 4 金額 960,000
補 装 具	件数 0 金額 0	件数 0 金額 0	件数 1 金額 246,235	件数 1 金額 88,208	件数 0 金額 0
計	件数 389 金額 41,509,588	件数 1,125 金額 67,903,520	件数 682 金額 58,309,861	件数 630 金額 40,778,055	件数 830 金額 48,348,288

(2) 特別区立幼稚園の幼稚園医等の公務災害補償（本組合同約第3条第6号口）

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律に基づき、特別区立幼稚園の幼稚園医、幼稚園歯科医及び幼稚園薬剤師の公務上の災害に対して補償を行う事務である。昭和47年4月1日、本組合同約に定めて共同処理を開始した。本組合では「特別区立幼稚園の幼稚園医、幼稚園歯科医及び幼稚園薬剤師の公務災害補償に関する条例」を定めて事業を実施している。

対象となる職員は、特別区立幼稚園の幼稚園医、幼稚園歯科医及び幼稚園薬剤師である。

補償の種類、内容、金額及び経費の負担方法等は前記(1)「議員等の公務災害補償」と同様であるが、未だ補償給付の実績はない。

補償対象職員数（各年度4月1日現在）

（単位：人）

年度・区	一般医	歯科医	薬剤師	計
25年度	453	153	114	720
26	412	148	109	669
27	401	143	109	653
28	421	140	102	663
29	412	142	103	657
(29年度内訳)				
千代田	18	6	6	30
中央区	39	13	1	53
港区	36	12	12	60
新宿区	43	14	14	71
文京区	31	10	10	51
台東区	10	10	0	20
墨田区	19	7	7	33
江東区	60	20	20	100
品川区	37	4	4	45
目黒区	9	3	3	15
大田区	0	0	0	0
世田谷区	9	9	0	18
渋谷区	3	3	1	7
中野区	6	2	2	10
杉並区	18	6	6	30
豊島区	9	3	3	15
北区	4	4	1	9
荒川区	27	9	9	45
板橋区	6	2	2	10
練馬区	15	0	0	15
足立区	0	0	0	0
葛飾区	9	3	0	12
江戸川区	4	2	2	8
計	412	142	103	657

(3) 公務災害見舞金（本組合同規約第3条第7号）

特別区職員、議員、幼稚園医等が公務上の災害等により死亡又は負傷等をしたとき、見舞金を支給する事務である。昭和47年4月1日、本組合同規約に定めて共同処理を開始した。本組合では「特別区職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する条例」を制定して事業を行っている。

対象となる職員は、常勤の特別職、一般職、区議会議員、非常勤の委員、幼稚園医、その他の非常勤職員等特別区に勤務する全ての職員である。

事務に要する経費は各区均等負担であり、現在、1区1,000,000円の負担としている。

なお、見舞金に剰金が生じた場合は、基金を設けて積み立てている。

ア 見舞金の種類

種類	支給対象	内 容
死亡見舞金	公務災害 常勤職員 区議会議員	見舞金 30,000,000円 (自動車損害賠償保障法(以下「自賠法」という。)適用 22,500,000円)
	非常勤職員	見舞金 21,600,000円 (自賠法適用 16,200,000円)
	通勤災害 常勤職員 区議会議員	見舞金 15,000,000円 (自賠法適用 11,250,000円)
	非常勤職員	見舞金 10,800,000円 (自賠法適用 8,100,000円)
障害見舞金	公務災害 常勤職員 区議会議員	見舞金 800,000～30,000,000円 (自賠法適用 600,000～22,500,000円)
	非常勤職員	見舞金 700,000～21,600,000円 (自賠法適用 540,000～16,200,000円)
	通勤災害 常勤職員 区議会議員	見舞金 400,000～15,000,000円 (自賠法適用 300,000～11,250,000円)
	非常勤職員	見舞金 350,000～10,800,000円 (自賠法適用 270,000～8,100,000円)
休業見舞金	常勤職員	公務上又は通勤による負傷又は疾病(以下「同一傷病」という。)により当該同一傷病の発生の日から5年間に各特別区における休業補償付加給付を31日以上受けた職員に対して、その休業日数区分に応じた見舞金を支給する (区分ごとに10,000～60,000円)。

イ 見舞金給付状況

(単位：件・千円)

年 度			25	26	27	28	29
種 類							
死 亡 見舞金	公務災害	件数	1	0	0	0	0
		金額	30,000	0	0	0	0
	通勤災害	件数	1	0	0	1	1
		金額	11,250	0	0	11,250	11,250
障 害 見舞金	公務災害	件数	5	3	1	9	5
		金額	25,500	12,100	800	23,300	11,700
	通勤災害	件数	3	0	1	5	3
		金額	3,700	0	8,100	15,450	3,120
休業見舞金		件数	67	66	84	50	64
		金額	880	960	1,240	730	980
計		件数	77	69	86	65	73
		金額	71,330	13,060	10,140	50,730	27,050

11 更生施設、宿所提供施設及び宿泊所の設置・管理（本組合同約第3条第8号）

この事業は、生活保護法に基づく更生施設、宿所提供施設及び社会福祉法に基づく宿泊所（以下3施設あわせて「厚生関係施設」という。）の設置及び管理に関する事務である。

(1) 沿革

厚生関係施設は、昭和40年4月、福祉事務所とともに東京都から施設所在区へ移管された。その後、昭和42年4月1日、特別区相互が広域利用等を行う必要から施設の設置・管理を本組合同約に定め、更生施設2施設、宿所提供施設6施設、宿泊所21施設（計29施設）の共同処理を開始した。以降、利用者の変化や23区をとりまく情勢の変化に対応するための見直しを行いつつ、各施設の拡充や統廃合等を実施し、平成30年4月1日現在では、更生施設8施設、宿所提供施設5施設、宿泊所8施設（うち1施設は平成29年12月事業休止、うち1施設は同月一部事業休止）、計21施設の設置・管理を行っている。

(2) 運営

厚生関係施設の運営については、平成2年12月に社会福祉法人特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団（以下「事業団」という。）を設立し、平成9年度までには、生活相談一時保護所（現しのぼず荘）を除く全施設の運営を事業団に委託した。その後、特別区厚生部長会による「厚生福祉関係事業の今後のあり方について」報告（平成13年12月特別区長会了承、以下「あり方報告」という。）を踏まえ、宿泊所を中心に、事業団以外の社会福祉法人への運営委託などを進め、さらに、平成18年度から、より質の高いサービスの提供と効果的・効率的な施設の管理運営を図るため、指定管理者制度（地方自治法第244条の2）を導入した。

平成30年4月1日現在、事業休止中の1施設を除き厚生関係施設20施設で指定管理者制度による運営を行っている。

(3) 厚生関係施設の再編整備

特別区厚生部長会は、社会的支援を要する「要援護低所得世帯」への自立支援策の強化や厚生関係施設の不足と老朽化への中長期的な観点からの対応が必要であるとし、あり方報告での基本的考え方（「更生施設の新増設の計画にあたっては、需要動向とともに既存施設の有効活用に重点をおいて行う。その際、地域バランスにも十分配慮する。」など）を踏まえ、「厚生関係施設再編整備計画」（平成17年5月特別区長会了承。以下「再編整備計画」という。）を策定した。

平成18年度以降、再編整備計画に基づき厚生関係施設の改修（ハード面）と指定管理者制度導入後の自立支援サービスシステム（後述のバックアップセンター事業）など、ソフト面の整備を実施してきたところである。

平成21年10月、特別区厚生部長会は、単身男性用更生施設の需要が逼迫していること、路上生活者対策事業の再構築により、今後厚生関係施設と路上生活者対策との連携が重要になること等を踏まえ、再編整備計画の改訂案を取りまとめ、特別区長会に報告し了承された（以下同報告書を「改訂版」という。）。

改訂版では、今後の大規模施設の老朽化に伴う改築とあわせ、単身男性用更生施設の定員拡充を図ることとし、また、現行計画での整備スケジュールを変更して、施設の改築・改修

期間中の各区の利用への影響を最小限に止めるようにした。

さらに、アセスメントモデルや標準自立支援プログラムの開発、アフターケアシステムの構築などにより、施設の回転率を上げ、受入れ能力をより一層向上させることとしている。

そのほか、緊急保護を専門に行う更生施設や新たな就労特化型施設の設置といった、多様な施設需要に対応できるような方策も新たに掲げられている。

なお、改訂版の中で整備方針が確定しなかった3つの施設について、特別区福祉主管部長会は、平成25年3月に方針案をとりまとめ、特別区長会に報告し承認された。このうち、更生施設塩崎荘については、困難ケースへの柔軟な対応、特別区の負担軽減及び老朽施設への対応から、民設民営方式により事業団が整備、運営することとした（平成26年8月特別区長会報告、了承）。

平成28年2月、特別区福祉主管部長会は、平成27年度末で終了する現再編整備計画（改訂版）の後継となる「厚生関係施設再編整備計画（平成28年度～30年度）」を特別区長会に報告し了承された。この計画では、平成28年度からの10年間で展望しつつ、平成27年度から施行された生活困窮者自立支援法とその3年後の見直し、施設整備をめぐる厳しい社会経済状況などを見据え、計画年次を平成28年度から30年度までの3か年とし、当面、優先的に整備しなければならない施設や運営方針等について取りまとめた。また3年後に見直しを前提とし、さらに平成31年度に起債償還のピークを迎えることから、各区の分担金等の影響を考慮し、必要最小限の施設整備計画とするとした。

整備実施状況一覧表（平成30年4月現在）

施設名	整備後の種別	整備後の定員	整備状況等
東が丘荘	更生施設	50人（単身女性）	平成19年4月：改築
東が丘荘	宿泊所	90人（家族） 20人（男女単身）	平成19年4月：改築
浜園荘 （宿泊所）	-	-	平成20年3月廃止
けやき荘	更生施設	30人（単身女性）	平成20年10月：大規模改修
千歳荘	宿所提供施設	36人（家族） 20人（男女単身）	平成21年4月：大規模改修
葛飾荘	宿所提供施設	63人（家族） 12人（男女単身）	平成21年4月：大規模改修
塩崎荘 （宿所提供施設）	-	-	平成22年2月廃止
新塩崎荘	更生施設	100人（単身男性）	平成23年4月：改築
江東荘	宿泊所	2人（家族） 60人（単身男性）	平成24年4月：大規模改修
赤羽荘	宿泊所	46人（家族）	平成25年4月：大規模改修
浜川荘	更生施設	120人（単身男性）	平成25年5月：改築
一之江荘	宿泊所	97人（家族）	平成26年4月：大規模改修
本木荘	更生施設	50人（単身男性）	平成26年10月：大規模改修
綾瀬荘	宿泊所	75人（家族）	平成29年5月：改築
高浜荘	宿泊所	-	平成29年12月休止
塩崎荘	更生施設	100人（単身男性）	平成28年4月：改築 （民設民営施設）

注 「厚生関係施設再編整備計画」（改訂版を含む）に基づく整備実施状況

(4) 施設の現状

ア 更生施設

更生施設は、生活保護法第38条第3項に基づく施設で「身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて生活扶助を行う」ことを目的としている。平成30年4月1日現在、単身男性用6施設、単身女性用2施設の設置・管理を行っている。

「あり方報告」では、更生施設については急増した路上生活者等の需要に対応するため拡充・増設を行うこととされ、平成14年4月、宿泊所千駄ヶ谷荘を更生施設に転換し、定員増を図った。さらに、要保護対象者（単身男性）の緊急一時保護を行ってきた生活相談一時保護所は、更生施設の定員増を図るため大規模改修工事を行い、名称を「しのばず荘」に改め、平成15年3月、一般更生施設に転換した。これに伴い、生活相談一時保護所が実施してきた更生施設等の入所判定及び入所調整の業務を廃止し、入所決定は各区が行い、入所調整の業務は厚生部業務課（現在は厚生管理課）が行うことになった。

平成19年4月には、宿泊所の改築にあわせて建設を進めてきた単身女性用更生施設「東が丘荘」を開設するとともに、単身女性用更生施設「けやき荘」の改修工事を行い、平成20年10月に開設した。

また、改訂後の再編整備計画に基づき、宿所提供施設塩崎荘を更生施設に転換する整備事業を実施し、平成23年4月に新塩崎荘として開設した。更生施設塩崎荘は、民設民営方式による施設整備のため、平成27年2月に廃止した（平成26年10月休止）。

なお、更生施設利用者の円滑な社会復帰を促進するため「保護施設通所事業」を平成15年3月から更生施設けやき荘において開始し、平成18年度以降は、全更生施設において実施している。

(ア) 施設現況（平成30年4月1日現在）

施 設 名	所在区	定 員	建物構造・面積
しのばず荘	台東区	単身男性 100人	鉄筋コンクリート造 地下1階地上4階建1棟 1,663.67㎡ 敷地面積 870.94㎡
浜 川 荘	品川区	単身男性 120人	鉄筋コンクリート造 5階建1棟 4,321.38㎡ 敷地面積 2,566.27㎡
け や き 荘	新宿区	単身女性 30人	鉄筋コンクリート造 3階建1棟 1,030.22㎡ 敷地面積 692.89㎡
本 木 荘	足立区	単身男性 50人	鉄筋コンクリート造 4階建1棟 1,539.81 ㎡ 敷地面積 1,045.16 ㎡
淀 橋 荘	新宿区	単身男性 70人	鉄筋コンクリート造 4階建1棟 1,620.48 ㎡ 敷地面積 1,262.77 ㎡
千 駄 ヶ 谷 荘	渋谷区	単身男性 60人	鉄筋コンクリート造 地下1階地上5階建1棟 1,584.44 ㎡ 敷地面積 667.76 ㎡
東 が 丘 荘 (目黒区施設と合築)	目黒区	単身女性 50人	鉄筋コンクリート造 5階建1棟 1,700.08㎡ 敷地面積 2,727.57㎡
新 塩 崎 荘	江東区	単身男性 100人	鉄筋コンクリート造 6階建1棟 3,415.68 ㎡ 敷地面積 2,094.61 ㎡

注 東が丘荘は（社福）東京援護協会、浜川荘は（社福）有隣協会、その他は事業団が指定管理者となっている。

(イ) 利用状況

(単位：人)

年 度	定 員	入所人員	退所人員	在所要者数
24 年 度	635	981	1,055	574
25 年 度	(565)635	1,015	962	627
26 年 度	(635)580	888	926	589
27 年 度	580	880	894	575
28 年 度	580	813	823	565
29 年 度	580	758	759	564
(29年度施設別実績)				
しのばず荘	100	123	120	104
浜川荘	120	130	133	117
けやき荘	30	52	53	31
本木荘	50	64	64	52
淀橋荘	70	92	102	59
千駄ヶ谷荘	60	99	98	50
東が丘荘	50	93	91	48
新塩崎荘	100	105	98	103

注 定員・在所要者数は、各年度末現在。() 内は、各年度当初現在

イ 宿所提供施設

宿所提供施設は、生活保護法第38条第6項に基づく施設で、「住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う」ことを目的としており、家庭内問題・り災・立ち退き等緊急入所需要の増加に対応するため、緊急一時保護利用に特化して運営している。

この緊急一時保護の需要に応えるため、平成15年4月に宿泊所淀橋荘を宿所提供施設に転換するとともに、宿泊所葛飾荘を宿所提供施設に転換して平成21年4月に開設し、単身男性用施設であった千歳荘は、平成21年4月より家族及び単身者用併設施設として開設した。

塩崎荘は、老朽化による改築を機に、更生施設への種別変更をするため、平成22年2月廃止した。

平成28年4月1日から、全5施設が家族及び単身者用併設となっている。

(ア) 施設現況（平成30年4月1日現在）

施 設 名	所在区	定 員	建 物 構 造・面 積
小豆沢荘 (板橋区施設と合築)	板橋区	家族・単身 45世帯 115人	鉄筋コンクリート造 地下1階地上6階建1棟 2,741.37㎡ 敷地面積 1,609.42㎡
千歳荘	世田谷区	家族・単身 38世帯 56人	鉄筋コンクリート造 5階建1棟 1,371.49㎡ 敷地面積 1,445.43㎡
西新井栄荘 (足立区施設と合築)	足立区	家族・単身 32世帯 100人	鉄筋コンクリート造 5階建1棟 1,709.67㎡ 敷地面積 1,305.78㎡
淀橋荘	新宿区	家族・単身 27世帯 54人	鉄筋コンクリート造 5階建1棟 1,613.16 ㎡ 敷地面積 1,262.77 ㎡
葛飾荘	葛飾区	家族・単身 40世帯 75人	鉄筋コンクリート造 4階建2棟 1,747.50 ㎡ 敷地面積 942.14 ㎡

注 全施設、事業団が指定管理者となっている。

(イ) 利用状況

(単位：人・世帯)

年 度	定 員	入所人員	退所人員	在所者数
24 { 単 身 家 族	52 (130) 348	283 (281) 624	289 (267) 597	75 (74) 167
25	(182) 400	(531) 878	(560) 931	(120) 189
26	(182) 400	(483) 829	(482) 835	(121) 183
27	(182) 400	(473) 780	(470) 767	(124) 196
28	(182) 400	(421) 688	(434) 696	(111) 188
29	(182) 400	(420) 698	(406) 681	(125) 205
(29年度施設別実績)				
小 豆 沢 荘	(45) 115	(98) 211	(101) 220	(27) 55
千 歳 荘	(38) 56	(64) 74	(65) 76	(18) 20
西新井栄荘	(32) 100	(93) 179	(84) 170	(32) 57
淀 橋 荘	(27) 54	(83) 115	(79) 103	(24) 36
葛 飾 荘	(40) 75	(82) 119	(77) 112	(24) 37

注1 ()内は世帯数

2 定員・在所者数は、各年度末現在

ウ 宿泊所

宿泊所は、社会福祉法第2条第3項第8号に基づく施設で、生計困窮者のために、無料又は低額な使用料で居所の提供を行うことを目的としている。

平成30年4月1日現在、家族世帯用5施設、家族及び単身者用併設3施設の計8施設の設置・管理を行っている。

対象者は、23区内の住民で災害やアパート等の立ち退きを迫られ居所に困窮している低所得者及び保護施設（生活保護法第38条）の入所者で生活保護法による保護を必要としなくなった者である。

本組合では、家庭内問題・災害・立ち退き等緊急入所需要の増加に対応するための緊急一時保護事業及び更生施設退所者の円滑な社会復帰を支援する「更生施設利用者等社会復帰促進事業」を中心に運営している。

(ア) 施設現況 (平成30年4月1日現在)

施 設 名	所在区	定 員	建 物 構 造 ・ 面 積
高 浜 荘 (港区施設と合築)	港 区	—	—
江 東 荘	江東区	家族 1世帯 2人 単身 60人	鉄筋コンクリート造 5階建1棟 1,667.06㎡ 敷地面積 1,479.56㎡
新 幸 荘	江東区	家族40世帯 70人	鉄筋コンクリート造・鉄骨造 3階・2階建2棟 2,538.90㎡ 敷地面積 3,294.17㎡
東 が 丘 荘 (目黒区施設と合築)	目黒区	家族30世帯 90人 単身 20人	鉄筋コンクリート造 5階建1棟 2,344.22㎡ 敷地面積 2,727.57㎡
赤 羽 荘	北 区	家族15世帯 46人	鉄筋コンクリート造 3階建1棟 719.92㎡ 敷地面積 446.33㎡
南 千 住 荘	荒川区	家族28世帯 84人	鉄筋コンクリート造 3階建1棟 1,608.36㎡ 敷地面積 1,285.48㎡
綾 瀬 荘	足立区	家族34世帯 75人	鉄筋コンクリート造 5階建1棟 2,160.33㎡ 敷地面積 2,510.82㎡
一 之 江 荘	江戸川区	家族33世帯 97人	鉄筋コンクリート造 3階建1棟 1,278.84㎡ 敷地面積 1,337.49㎡

注1 新幸荘・綾瀬荘は事業団、東が丘荘は（社福）東京援護協会、赤羽荘・南千住荘・江東荘・一之江荘は（社福）新栄会が指定管理者となっている。

2 高浜荘は、改築工事のため、平成29年12月から事業休止

3 新幸荘は、改修工事のため、平成29年12月から一部事業休止

(イ) 利用状況

(単位：人・世帯)

年 度			定 員		入 所 人 員		退 所 人 員		在 所 者 数	
24	{	単 身	102		150		143		46	
		家 族	(231)	719	(528)	1046	(562)	1091	(135)	279
25	{	単 身	102		151		145		52	
		家 族	(212)	636	(531)	1048	(525)	1048	(141)	279
26	{	単 身	102		135		142		45	
		家 族	(245)	733	(504)	996	(514)	1,004	(131)	271
27	{	単 身	102		176		165		56	
		家 族	(205)	608	(450)	908	(444)	914	(137)	265
28	{	単 身	102		147		153		50	
		家 族	(205)	608	(428)	851	(452)	886	(113)	230
29	{	単 身	80		112		109		35	
		家 族	(181)	464	(426)	861	(391)	800	(139)	267
施 設 名			定 員		入 所 人 員		退 所 人 員		在 所 者 数	
29 年 度 施 設 別 実 績	家族用	新 幸 荘	(40)	70	(118)	182	(122)	197	(36)	47
		赤 羽 荘	(15)	46	(42)	94	(43)	95	(11)	24
		南 千 住 荘	(28)	84	(57)	127	(49)	106	(23)	50
		綾 瀬 荘	(34)	75	(62)	104	(38)	66	(24)	38
		一 之 江 荘	(33)	97	(74)	202	(71)	195	(21)	55
	单身者 家族用	高浜荘 { 単 身	—		—		—		—	
		{ 家 族	—		—		—		—	
		江東荘 { 単 身	60		66		62		19	
		{ 家 族	(1)	2	0		0		0	
		東が丘荘 { 単 身	20		46		47		16	
		{ 家 族	(30)	90	(73)	152	(68)	141	(24)	53

注1 ()内は、世帯数

2 定員・在所要者数は、各年度末現在

3 高浜荘は、改築工事のため、平成29年12月から事業休止

4 新幸荘は、改修工事のため、平成29年12月から一部事業休止

(5) 包括的施設支援事業（バックアップセンター事業）

包括的施設支援事業は、社会福祉法第2条第3項第1号及び第13号に基づき、厚生関係施設の利用者等に「無料又は低額で相談援助を行う事業」及び厚生関係施設とその従事者に対して「連絡及び助成を行う事業」である。

この事業は、前述の再編整備計画に基づき、23区福祉事務所の施設利用の利便性向上及び所管する厚生関係施設21施設のサービス水準の一体的向上を目的として、指定管理者制度の導入とあわせて平成18年度から試行を重ね実施してきたものである。事業には、大きく分けて厚生関係施設入所調整事業、利用者支援事業、施設機能強化事業がある（各事業の内容は、(ア)のとおり）。

ア 厚生関係施設入所調整事業

各区福祉事務所が円滑に施設利用できるように、更生施設入所・緊急一時保護事業利用等の受付窓口を厚生管理課（通称「バックアップセンター」）に置き、施設利用状況を一元的に把握し、調整を行うものである。

福祉事務所からの依頼を受け、生活に困窮した路上生活者等は更生施設に、り災などの急迫状態にある区民は宿所提供施設・宿泊所に、それぞれ入所調整等を行う。加えて、円滑な入所調整を行うため、福祉事務所に施設利用状況等の提供や担当者との連絡会等を開催など、情報交換を実施している。

イ 利用者支援事業

厚生関係施設の利用者の自立を促進するために、各施設において提供されるサービスに加え、地域生活移行支援・就労支援・社会参加活動支援・健康増進支援(予定)の各事業を実施している。

地域生活移行支援事業では、心理、法律等の相談員による専門相談、住宅情報の提供や賃貸借契約の同行等の居住支援などを行っている。

就労支援事業では、職業相談員による職業相談、技能講習（清掃・介護補助・PC）やトライアル就労先の開拓等の就労準備、1～2か月間のトライアル就労等の就労訓練を行っている。

社会参加活動支援事業では、施設入所待機者及び施設退所者を訪問し、待機者には入所予定施設の説明、退所者に対しては生活状況の把握や社会資源の紹介等を行っている（平成29年度における利用者支援事業の主な実績は、(イ)のとおり）。

健康増進支援事業では、施設に看護師、栄養士を派遣して、健康・栄養・育児についての個別相談を予定している。

ウ 施設機能強化事業

厚生関係施設が利用者に提供するサービスを総合的に向上させるために、従事者資質向上事業や調査研究事業等を実施している。

従事者資質向上事業では、施設従事者の援助技術や施設の運営に係る研修等を行っている。調査研究事業等では、学識経験者等による厚生関係施設等の調査研究等を行っている（平成29年度における施設機能強化事業の主な実績は、(ウ)のとおり）。

(ア) 包括的施設支援事業（バックアップセンター事業）の内容

a 厚生関係施設入所調整事業

事業の種類	対象施設	実施内容
一般入所調整	更生施設 宿所提供施設 宿泊所	福祉事務所への利用情報提供・保護施設利用申込みの受付及び入所の調整・宿泊所の利用申請受付、承認
緊急一時保護事業利用調整	更生施設 宿所提供施設 宿泊所	福祉事務所への利用情報提供・緊急一時保護事業実施要領に基づく施設利用申込みの受付及び入所の調整
社会復帰促進事業利用調整	宿所提供施設 宿泊所	更生施設利用者等社会復帰促進事業実施要領に基づく施設利用申込みの受付及び入所の調整

b 利用者支援事業

事業の種類		実施内容
地域生活移行支援	専門相談事業	心理、法律、他言語等専門相談員派遣による相談
	居住支援事業	居住支援コーディネート、住宅情報提供、住宅相談員派遣による住宅相談
		賃貸保証等契約支援、居宅生活訓練による住宅確保
	緊急一時介助事業	提携介助事業者の斡旋・紹介
就 労 支 援	就労支援事業	就労支援コーディネート、職業相談員派遣、就労開拓・技能講習による就労準備、就労訓練
		体験講習・トライアル就労等就労訓練、就労指導員派遣による就労準備、促進
	緊急一時保育事業	保育士等派遣による求職時等の一時保育
社会参加活動支援	社会参加状況モニタリング事業	入所待機者訪問モニタリング
		居住支援者訪問モニタリング
		電話相談モニタリング
健康増進支援（予定）	保健栄養相談	看護師、栄養士派遣による健康・栄養相談

c 施設機能強化事業

事業の種類		実施内容
施設機能強化事業	従事者資質向上	従事者研修、派遣研修、自主研修グループ支援 社会福祉講座、公開講座
	調査研究等	実態等調査・統計、資料収集
	包括支援管理	生活相談

(イ) 平成 29 年度利用者支援事業実績

a 地域生活移行支援

専門相談事業

(単位：回・件)

	心理相談	法律相談	他言語相談	合計
回 数	139	87	26	252
件 数	179	108	26	313

居住支援事業

(単位：回・件)

	住宅相談	緊急連絡先確保	合計
回 数	217		217
件 数	359	122	481

緊急一時介助事業 (単位：回・件)

	緊急一時介助
回 数	27
件 数	27

b 就労支援

就労支援事業

(単位：回・件)

	職業相談	技能講習	体験講習	トライアル就労	緊急一時保育	合 計
回 数	988	90	84		403	1,565
件数 (*延べ件数)	2,359	*439	*401	*222	572	3,993

c 社会参加活動支援

社会参加状況モニタリング事業

(単位：回・人)

	入所待機者訪問 モニタリング	居住支援者訪問 モニタリング	電話相談 モニタリング	合計
回 数	22	772		794
人数 (延べ)	22	99	994	1,115

d 健康増進支援

健康増進支援事業 (単位：回・件)

	保健栄養相談
回 数	170
件 数	648

(ウ) 平成 29 年度施設機能強化事業実績

a 施設従事者研修事業

(単位:人)

研 修 名	研 修 内 容	参加者数
コ ア 研 修	新規従事者研修	41
	施設職員基本研修	15
選択必修研修	法制度基本研修(生活保護法の基礎的理解)	21
	機能不全家族への理解と対応	30
	職場のメンタルヘルス	13
	精神科医から見た施設利用者への対応	26
	面接技法	19
		165

b 生活相談事業

(単位:回・件)

	生 活 相 談
回 数	18
件 数	23

厚生関係施設再編整備計画（平成28年度～30年度）の概要について

1 基本方針

この計画は、「厚生関係施設再編整備計画－改訂版－」（平成21年10月）の後継計画である。平成28年度からの10年間を展望しつつ、今年度から施行された生活困窮者自立支援法とその3年後の見直し、施設整備をめぐる厳しい社会経済状況などを見据え、計画年次を平成28年度から30年度までの3か年とし、当面、優先的に整備しなければならない施設や運営方針等について取りまとめた。3年後に見直しを前提とする。

さらに、平成31年度に起債償還のピークを迎えることから、各区の分担金等の影響を考慮し、必要最小限の施設整備計画とする。

2 計画の概要（主要事項）

管理運営に関する計画

【更生施設】

- 施設における自立支援の拡充と施設職員の人材育成の強化
- 若年層利用者の増加、多様化・広汎化・重層化した課題への効果的な支援を検討し、実施
- 23区の公平性を担保しながら、個別の緊急性を考慮した緊急対応枠の利用方法を検討
- 女性更生施設における利用者支援について、宿所提供施設や宿所の活用を含めたトータルな支援による地域生活への移行促進
- 就労特化型施設の千駄ヶ谷荘は、利用者の自立促進をさらに図るため、ハローワークとの連携や既存の社会資源の活用をより以上に推進

【宿所提供施設・宿泊所】

- 社会状況の変化による利用対象者にあわせた支援や施設定員の見直し
- 利用者支援の充実を図るため、利用期間の柔軟な対応と支援の充実
- 利用者支援の方法や施設における利用者ニーズの観点から、個々の利用者に沿った、生活の立直しの支援強化

施設整備に関する計画

- 社会経済状況等を見据え、施設の安定的かつ効率的な維持を行うため、LCC（ライフサイクルコスト）等を考慮した施設整備を実施
- 施設のバリアフリー化（エレベーター、多目的トイレの設置など）を可能な限り推進
- 新規の施設整備事業として、宿泊所新幸荘の大規模改修工事を平成29年度から平成30年度において実施（費用400,000千円）
- 都市計画事業予定地内にある宿泊所高浜荘は、事業の進捗に合わせ、平成28年度から基本計画等の策定に着手
- 各区の分担金は、現行と同額の18,000千円

【施設整備事業費の見込み等】

（単位：千円）

区分	28年度	29年度	30年度
整備計画		（綾瀬荘改築）	
事業費	414,238	562,378	350,000
起債償還額	313,394	344,238	351,173

3 今後の課題

- 生活困窮者自立支援法の3年後の見直しや社会経済状況を見極め、利用者支援の一層の見直しの必要がある。
- 少子高齢化社会の状況を見極め、23区のニーズを理解し、より良い利用者支援の充実を行うため、特人厚、厚生関係施設及び福祉事務所の連携強化を行う必要がある。

12 路上生活者対策事業(本組合同約第3条第9号)

路上生活者対策事業は、路上生活者（ホームレス）の一時的な保護及び就労による自立を支援するため、特別区と東京都が共同して実施する事業である。この事業は、平成12年7月に特別区と東京都が「路上生活者自立支援事業実施に係る都区協定」（以下「都区協定」という。）を締結後に開始され、下記のような経過をたどって現在に至っている。

(1) 経過

- 平成12年 7月 都区が「都区協定」締結
- 11月 路上生活者自立支援事業開始（新宿寮・台東寮開設）
- 13年 8月 都区が「都区協定」改定
 - (㊦ 自立支援事業に加えて、緊急一時保護事業、グループホーム事業の3事業を実施することを方針化、㊧ 特別区の5ブロックに緊急一時保護センター、自立支援センターを各1か所ずつ設置していくことを決定)
- 11月 路上生活者緊急一時保護事業開始（大田寮開設）
 - (平成13年～18年に特別区の5ブロック全てに緊急一時保護センター、自立支援センターを設置)
- 14年 8月 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の施行
- 16年 4月 東京都によるホームレス地域生活移行支援事業（公園等で生活するホームレスへの低家賃の借上住居の貸付、就労・生活支援）を開始（～平成19年度まで）
- 17年 4月 「都区協定」改定
 - (ホームレス地域生活移行支援事業を都区共同事業に位置付け)
- 18年 4月 「都区協定」改定
 - (路上生活者巡回相談事業及び地域生活移行支援事業の実施を決定)
- 4月 路上生活者巡回相談事業を開始
- 19年 8月 都区「路上生活者対策事業の再構築について（検討結果報告）」とりまとめ
- 20年 4月 「都区協定」改定による路上生活者対策事業の再構築(3月に本組合同約の一部改正)
 - (㊦ グループホーム事業を廃止し、㊧巡回相談、㊨緊急一時保護、㊩自立支援〔就労支援、地域生活移行支援〕、㊪地域生活継続支援の4事業実施を決定、㊧ 従来の緊急一時保護センター、自立支援センターの機能を一体化した新たな自立支援センターを各ブロックに1か所設置、㊫ 地域生活移行支援のために各センターに自立支援住宅〔借上アパート〕を付置)
- 4月 自立支援事業の一環として自立支援住宅で行う地域生活移行支援を「モデル事業」として開始するとともに（第1、2ブロック）、地域生活継続支援事業を本格的に実施（「モデル事業」は、平成21年4月からは全ブロックで実施）
- 21年12月 職・住喪失者に対する国の支援事業実施
 - 緊急一時宿泊事業を路上生活者緊急一時保護事業の中に組み入れて実施（10月に特別区副区長会了承）
- 22年10月 新たな自立支援センター港寮、文京寮を開設
 - 路上生活者対策事業の再構築に伴い緊急一時保護事業及び自立支援事業を同

一施設内で実施する(平成25年2月に全ブロックで新たな自立支援センターへの移行を完了)

- 23年 1月 都区が「路上生活者対策事業の今後のあり方」について検討開始
- 24年 2月 「路上生活者対策事業の今後の展開について(検討結果報告)」取りまとめ
(㊦ 事業利用者の変化など社会経済事情等に応じた対応策を講じつつ都区
共同で事業実施、㊧ 路上生活者の早期社会復帰に向け一貫性のある支援、
効率的事業運営、㊨ 各区の公平性を維持するしくみ)
- 27年 4月 生活困窮者自立支援法施行
- 10月 都区が「路上生活者対策事業の今後に向けた協議」について検討開始
- 28年 7月 「路上生活者対策事業の今後の展開について(検討結果報告)」取りまとめ
- 29年 4月 路上生活が長期化した者、高齢の路上生活者等に対して、試行的に巡回相談
から地域生活移行後の支援までを一貫して行う事業「路上生活者対策モデル
事業」を、第1ブロック及び第2ブロックにて開始

(2) 展開

路上生活者対策事業は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の施行に伴い、ホームレス自立支援事業、総合相談事業、緊急一時宿泊事業として位置づけられたが、平成27年4月生活困窮者自立支援法の施行に伴い、同法の自立相談支援事業及び一時生活支援事業として位置づけられた。

現在、各自立支援センターにおいて、巡回相談から緊急一時保護、自立支援、地域生活継続支援まで一貫した事業を展開している。

自立支援センターには各事業を実施するため、施設長・事務員・指導員・生活相談員及び職業相談員(ハローワークから派遣)、住宅相談員、その他嘱託医・看護師・作業員などの職員を配置している。なお、利用者が、医療を必要とした場合は、利用を承諾した依頼区(福祉事務所等)が生活保護法の医療扶助を適用している。

(3) 事業の役割分担

路上生活者対策事業は特別区と東京都が共同して実施するが、実施に当たってはそれぞれが次のような役割を果たしている。

- ・各特別区 事業の利用承諾及び利用終了後の処遇決定
- ・本組合 特別区(全体)が実施主体となる巡回相談事業、緊急一時保護事業、自立支援事業及び地域生活継続支援事業を共同処理(本組合はこれらの事業を社会福祉法人に委託して実施)
- ・東京都 路上生活者対策施設の建設及び自立支援住宅・職業相談体制等の確保調整
- ・国 生活困窮者自立支援法に基づく負担・補助

施設の名称及び所在地・定員等（平成30年4月1日現在）

（単位：人）

施設名	所在地[設置行政ブロック]	定員	開設日	委託法人
新宿寮	新宿区内藤町11番地15 [第1ブロック]	120(25)	平成27年8月 3日	事業団
台東寮	台東区北上野一丁目11番6号 [第2ブロック]	120(25)	平成27年1月13日	(社福) 有隣協会
目黒寮	目黒区大橋二丁目19番1号 [第3ブロック]	120(25)	平成26年3月24日	(社福) 有隣協会
豊島寮	豊島区池袋一丁目16番32号 [第4ブロック]	121(26)	平成28年3月23日	(社福) 東京援護協会
足立寮	足立区小台一丁目13番26号 [第5ブロック]	130(35)	平成26年3月10日	(社福) 新栄会

注 定員は、緊急一時保護事業及び自立支援事業（自立支援住宅40戸分を含む）の総計で、（ ）内は緊急一時保護事業分（内数）である。

(4) 各事業の現状

ア 巡回相談事業

自立支援センター（緊急一時保護事業部門）に巡回相談員を配置し、ブロック毎に区域内を相談員が巡回し、路上生活者及び路上生活になるおそれのある者の状況を把握し、これらの者に対して、生活、健康、就労及びその他自立に関する面接相談を実施し、必要に応じて路上生活者対策事業の紹介・利用あっせんを行っている。

平成29年度実績

（単位：人・件）

施設名	路上生活者数	相談人数	相談件数
新宿寮	247	1,573	1,837
台東寮	99	1,490	1,750
目黒寮	127	862	1,168
豊島寮	45	666	908
足立寮	177	1,556	1,601
合計	695	6,147	7,264

注 路上生活者数は、平成29年8月概数調査に基づく。

イ 緊急一時保護事業

特別区内の路上生活者の一時的な保護及びその実情に応じた社会復帰を支援するために実施し、利用期間は原則2週間以内（2週間を限度に延長可）である。

入所者に対して、宿泊援護（宿泊、食事、入浴、衣類、日用生活用品等を提供）を行うとともに健康診断を実施し、必要に応じて健康回復を支援する。また、生活、健康、法律その他専門相談や生活・健康管理などの指導を実施し、利用者の意欲、能力、希望、心身の健康状態等の把握及び評価（就労支援アセスメント）を図り、その他東京都と特別区が必要と認める支援を行っている。

平成29年度実績

(単位：人)

施設名	定員	年度末在籍数	入所累計	退所累計	冬期対応
新宿寮	25	11	226	226	2
台東寮	25	8	249	246	0
目黒寮	25	7	216	222	1
豊島寮	26	8	283	283	0
足立寮	35	19	370	365	1
合計	136	53	1,344	1,342	4

注 冬期対応は、期間が平成29年12月22日から平成30年1月10日までである。

ウ 自立支援事業

自立支援事業は、原則として緊急一時保護事業でのアセスメントの結果、自立支援事業を利用することで就労自立が見込まれる利用者を対象に、生活支援、就労支援、地域生活移行支援を中心とした自立支援プログラムを実施している。利用期間は緊急一時保護事業の利用期間を含め6か月以内である。

生活支援としては、緊急一時保護事業に引き続き宿泊援護（宿所、食事、入浴、衣類、日用生活用品等を提供）を実施し、求職や就労により外食が必要な場合の相当額、日用品費、求職のための交通費等は所要額を現金で給付している。その他、必要に応じて就労開始時の支度金や住宅確保のための必要経費の一部を生活保護の一時扶助基準に準じて支給している。

就労支援としては、住民登録、銀行口座の開設等就労の前提条件の整備、ハローワークから派遣された職業相談員による求職支援、東京ホームレス就業支援事業推進協議会等の就労支援団体による職場開拓などの支援を実施している。

また、地域生活に円滑に移行できるよう、住宅相談員による居住支援も実施している。

平成20年度の路上生活者対策事業の再構築では、事業利用者の就労継続と円滑な地域生活移行に向けた訓練の場として、借上げ住宅（自立支援住宅）が新たに設けられることとされた。このため、一部の自立支援センターで自立支援住宅を設置し、平成21年度にはすべての自立支援センターでモデル事業として自立支援住宅10戸を付置した。平成22年度からは、新たな自立支援センターに移行した各施設に50戸を付置してきたが、平成29年度からは40戸に変更となっている。

平成29年度実績

(単位：人)

施設名	定員	年度末在籍数	入所累計	退所累計
新宿寮	85 (40)	69 (15)	209 (75)	209 (80)
台東寮	85 (40)	67 (21)	203 (90)	213 (89)
目黒寮	85 (40)	67 (10)	173 (71)	165 (61)
豊島寮	85 (40)	74 (13)	238 (81)	236 (85)
足立寮	85 (40)	69 (20)	196 (100)	193 (91)
合計	425 (200)	346 (79)	1,019 (417)	1,016 (406)

注 定員の（ ）内は自立支援住宅戸数（内数）で、各実績欄においては当該入退所者数（内数）である。

エ 地域生活継続支援事業

この事業は、自立支援事業を終了し、アパートなどに入居した利用者が、再度路上生活に戻らず、安定した地域生活が継続できるように、施設においてあらかじめ個別の支援計画を策定したうえで、その居住するアパート等を原則訪問することによって対象者の状況を把握し、生活、健康、就労などについて必要な相談・助言・指導を行うものである。実施期間は原則として自立支援事業による支援終了後1年以内である。

平成29年度実績

(単位：人・回)

施設名	就労自立者数	事業利用者数	相談回数	事業終了者数	居宅継続数 (住込み、生保含む)
新宿寮	96	69	1,379	75	52
台東寮	101	91	1,358	89	75
目黒寮	81	80	791	98	83
豊島寮	111	97	929	128	109
足立寮	98	78	2,656	78	69
合計	487	415	7,113	468	388

オ 路上生活者対策モデル事業

この事業は、路上生活が長期化した者、高齢の路上生活者等に対して試行的に巡回相談から地域生活移行後の支援までを一貫して行う制度である。平成29年4月から第1ブロック及び第2ブロックにおいて実施することになった。

<路上対策システム全体>

1 一貫的、継続的な支援体制の構築

- 新型自立支援施設では、シェルター機能及びアセスメント機能を果たす第1ステップと就労意欲と能力を有する者の就労自立を支援する第2ステップに加え、新たに借上げ型自立支援住宅を第3ステップとして配置し、路上における相談からアセスメント、就労への支援及び就労した者の円滑な地域移行に向けた支援まで一貫した支援を実施する。

2 個々の対象者の状況や類型に応じた、複線的な支援策

- 新型自立支援施設においては、就労が確保された者についての途中ステップの省略など、個々の利用者の状況に即した柔軟な対応を行なう。また、失敗しても何度でも再チャレンジできる仕組みとする。
- 新型自立支援施設での対応が困難な女性や夫婦・家族等のホームレスに対しては、本組合の厚生関係施設等を活用し対応を図る。
- 新システムに乗りにくい層や新型自立支援施設でのアセスメントの結果、就労自立が困難と認められる者等に対しては、民間宿泊所や本組合厚生関係施設と連携して個々の状況に応じた自立を促進していく。

3 上記を踏まえた、事業実施主体としての都・区の役割分担及び各区と本組合との役割分担の再整理

- 従前どおり、新型自立支援施設の建設については東京都、運営については特別区の役割とし、新自立支援システムの利用承認及び退所後の処遇決定についても特別区の役割とする。
- 新たに設ける自立支援住宅の確保は東京都の役割とし、実際の借上げは新型自立支援施設運営の一環として特別区の役割とする。
- 現在東京都の役割としている職業相談及び住宅相談については、新型自立支援施設での第2ステップ及び第3ステップでの支援やバックアップ部門の詳細を詰めるなかで確定する。

<施設運営>

1 路上生活者数の推移や需要動向を踏まえた施設の規模、機能

- 新型自立支援施設は、各ブロック1箇所設置することとし、1箇所あたりの規模は、第1ステップの定員25人、第2ステップの定員45人、計70人の入所定数に第3ステップの借上げ自立支援住宅50戸程度を合わせたものを標準とする。

2 利用者の実態把握と路上生活者対策事業の評価・検証に基づく効果的な支援方法

- 新型自立支援施設第1ステップは一時保護とアセスメント等を行い、2週間程度の利用とする。
- 第2ステップでは、就労自立が可能な者に対し、就労支援を行う。支援期間は3ヵ月を標準とする。
- 第3ステップでは、就労した者に対し、個別に地域の借上げアパート等でバックアップ部門による支援を行う。支援期間は、第1ステップからの通算で6ヶ月以内とする。
- 第1、第2ステップの利用者負担は無料とするが、第3ステップにおける日常生活費は原則自己負担と

し、また居住費用の一部（1万円程度）を徴収する。

3 路上生活者対策施設の役割、機能の整理

- 新型自立支援施設は、路上生活になるおそれのある者も含め、単身男性の路上生活者に対し、一時的な宿泊の場の提供及びアセスメントを行い、また、就労意欲があり、かつ心身の状況が就労に支障がないと認められる者に、就労自立に向けた支援を継続的に行う。
- なお、就労等による自立が困難で生活扶助を必要とし、かつ直ちに居宅生活に移行することが困難な者については、福祉事務所の措置により本組合の更生施設等へ入所させるなど、新型自立支援施設以外の社会諸資源を活用して、社会復帰への指導・援助を行っていく。

4 退所後に路上生活に戻さない仕組み

- 新自立支援システムで新たに設けるバックアップ部門において、新型自立支援施設退所者に対するフォローを行なうとともに、本組合の厚生関係施設やバックアップセンターと連携して、アフターケアの充実を図っていく。

5 経費縮減の方策

- 従前の緊急一時保護センターと自立支援センターの2本立てシステムから新型自立支援施設での一元的な体制に転換するとともに、借上げ住居の活用や本組合厚生関係施設システムとの連携を強化することにより、施設建設コストや運営コストの縮減を図る。

<施設建設>

1 路上生活者対策施設の居住水準、形態のありかた

- 新型自立支援施設では、第1ステップの居室は現行同様多人数の相部屋とするが、第2ステップでは、集団生活を基本としつつ個人間の仕切りを設けるなど準個室的空間を創出する。第3ステップでは、独立した日常生活に必要な居住設備を備えた借上住宅を提供する。

2 国庫補助活用が可能な設置、運営形態

- 都区共同事業である路上生活者対策施設については、設置期間を5年間に限定しているため、建設費は国庫補助対象とされていないが、運営主体が建物を借り上げる場合はリース料が運営費の加算として国庫補助対象となる。
- 既存建物の借上げ以外でも、東京都が直接または間接的に建設し、運営主体に貸し付ける「リース方式」について検討を進める。

3 必要な施設の種類、数、定員、設置ルール

- 設置ルールについては、現行どおり、5つの行政ブロックごとにそれぞれ5年間の持ち回りで設置する。
- 現行建設ローテーションで、路上生活者対策施設の建設の順番が平成20～23年度に回ってくる区の施設は、新型自立支援施設の機能及び設備を有するものとして建設し、それ以前に建設したブロック内の緊急一時保護センターまたは自立支援センター設置期間終了後、ブロック内1施設での新自立支援システムに移行する。
- 定員は施設運営1に記載したとおり。

<その他>

1 路上生活者対策での経費負担ルールと生活保護適用の場合の経費負担ルールとの整合性

- 路上生活者対策に係る費用は、国庫補助を除いて「東京都と特別区で2分の1ずつ負担する」という基本的認識を堅持する。
- 路上生活者に係る生活保護費負担に関して、国に対して制度の検討を要請するとともに、区が行なうホームレス等の自立支援や予防策に対する都の補助の充実強化を要望する。

2 路上生活者の地域での住まいの確保策

- 「地域生活移行支援事業」の結果評価を行ない、生活保護を利用せずに地域における住まいが確保できるような家賃補助制度の創設や生活保護の「住宅扶助単給」の可否について検討を進める。

3 就労能力が不十分な者への仕事の確保策

- 「東京ホームレス就労支援事業推進協議会」の体制および活動を強化し、民間企業やNPOなどによる就労開拓やトライアル就労等実地訓練など、個々の能力に応じた就労支援を進める。また、「就労自立」を目指すだけでなく、いわゆる「半福祉半就労」による社会参加も推進していく。

1 検討の経緯

○都区が共同で行う路上生活者対策事業は、平成27年1月に全区の施設設置が終了するブロックが生じるため、今後の事業のあり方について都区で検討・協議を行い、「路上生活者対策事業の今後の展開について（検討結果報告）」がとりまとめられた。

2 路上生活者等の現状

○公園や道路などで生活する「目に見える」路上生活者の減少
平成11年度約5,800人から平成23年度約1,600人に減少（特別区内）
一方で、平成15年度以降、緊急一時保護事業利用者数は年間約2,600～3,000人で推移
○路上生活期間が短い、または路上生活のおそれのある「目に見えにくい者」等の増加

3 事業実績と事業利用者の現状

○事業開始（平成12年度）以降、路上生活者の減少と路上生活への固定化の防止
約28,000人が利用、うち約15,000人が就労自立・生活保護受給（平成22年度末）
○新型自立支援センターでは、就労自立率の向上・生活保護適用の減少などに一定の効果
○事業利用者の変化・・・若年化・路上生活期間の短期化が顕著
緊急一時保護事業利用者のうち、30代以下が25%、路上生活期間が1か月未満が51%

4 今後の展開

◎事業利用者の変化など、社会経済事情等に応じた対応策を講じながら、都区共同事業として推進
◎路上生活者の早期の社会復帰に向けた一貫性のある支援、効率的な事業運営を実施
◎各区の公平性を維持するしくみを前提として事業を実施

○事業実施の方法

現行の実施大綱を維持し、各ブロックに1か所の自立支援センターを原則5年間順番に設置
◆既存施設（民間・公有）の有効活用の推進
◆地域実情により1か所では定員を確保できない場合は、国との調整により一体的に管理運営されるサテライト型施設の設置も可能
◆若年層の利用を促すための居室のプライバシーへの配慮

○個別事業の方向性

巡回相談事業	自立支援システムへの入口・導入として、福祉事務所との連携強化 ◆休日・夜間の巡回などの柔軟な実施方法の工夫、現行体制の中での随時対応の実施 ◆「目に見えにくい者等」への自立支援システムに関する情報提供の拡大
緊急一時保護事業	緊急部門定員の円滑な利用に向けた段階的取組の実施 ◆就労支援強化および自立支援住宅を含む自立支援部門の円滑な事業執行 ◆施設内定員枠の柔軟な対応、一定のルールに基づく他ブロックとの利用調整 など
自立支援事業	就労支援の推進と事業利用者の状況に応じた支援 ◆安定かつ継続した就労につなげるため、技能講習・求職者支援制度の活用 ◆若年で社会性に乏しい者への社会性向上に向けた取組 ◆就労可能な軽度の障害者の支援に向けた関係機関との連携強化 など
地域生活継続支援事業	地域生活の継続と再路上化の防止に向けた支援強化 ◆就労自立者全員を対象と捉え、センター入所から一貫した支援・制度利用働きかけの実施 ◆原則訪問による「必要なときに必要な支援」の実施 ◆福祉事務所への定期報告や事業利用者の状況の追跡調査、効果検証 など

○都区共同事業の実施に向けて

◎ブロック内全区の施設設置が終了したブロックから今回の協議結果に則した事業の実施
◎国への要望（雇用対策、第2のセーフティーネット強化、実効性のある法整備、財政措置など）の実施
◎継続的な効果検証の実施、社会経済情勢の変化への対応
◎個別事業の見直しのうち、現行の事業運営で対応可能なものは早い段階から開始

「路上生活者対策事業」の今後の展開について(検討結果報告)概要

平成 28 年 8 月 5 日
特別区長会了承

1 検討の経緯

- 平成 23 年度ホームレス対策連絡協議会での検討以降の状況変化等を踏まえ、課題や今後の方向性の検証が必要であるため、都区で検討・協議を行い、『都区共同事業「路上生活者対策事業」の今後の展開について（検討結果報告）』がとりまとめられた。

2 検討の背景と課題

- 路上生活が長期化・高齢化している者の状況が深刻化
- ネットカフェ等にいる「目に見えにくい者等」への更なる対応が必要
- ホームレス対策に係る事業が、平成 27 年度より生活困窮者自立支援法に基づき開始

3 今後の展開

◎事業の実施方法

- ◆自立支援センターは、現在入所率は 80%～90% 台を推移されていることなどから、当面の間、現行どおり（各ブロック 1 か所、各区持ち回り原則 5 年間設置）実施

◎個別事業の方向性

巡回相談事業	◆巡回相談等で把握したホームレスの個々の属性等を、自立支援センターと当該区での共用化・活用 ◆道路、公園、河川等各施設管理者と連携。特に国管理河川は、国・関係自治体・都による協議体を設置
緊急一時保護事業 自立支援事業	◆緊急一時保護事業は、現行どおり事業を実施 ◆就労自立に結び付けるため、ハローワーク、東京ジョブステーション等関係機関との連携強化 ◆就労自立が困難と思われる者について、入所前を含む各段階での適切な見極め、早い段階で適切な他の支援につなげられるよう、福祉事務所等による対応 ◆自立支援住宅は各ブロック 40 戸とし、確保場所の工夫等による利用促進
地域生活継続 支援事業	◆現行事業は再路上化の防止に一定の効果を上げているため、事業効果の維持・向上に向けた取り組みを引き続き実施

◎従来の路上生活者対策事業では対応が困難な層への新たな取組の実施

- ◆路上生活が長期化・高齢化したホームレスに対する地域生活移行のための新たな取組を都区共同事業で実施
- ◆都区共同でのモデル事業を平成 29 年度から実施
- ◆事業手法、効果及び施設管理者との連携のあり方を検証後、23 区全域で実施

◎「目に見えにくい者等」への対応

- ◆ネットカフェ等に寝泊りする者に関する状況把握を踏まえ、改めて対応を協議

路上生活者対策事業実施大綱

(趣旨)

第1 特別区内の道路、公園、河川敷等で生活する路上生活者の一時的な保護及び就労による自立など、路上生活からの早期の社会復帰に向けた支援を行うため、東京都と特別区は共同して路上生活者対策事業を実施する。

(路上生活者対策事業の種類、目的、内容及び相互の関係)

第2 路上生活者対策事業は、路上生活者巡回相談事業(以下、「巡回相談事業」という。)、路上生活者緊急一時保護事業(以下、「緊急一時保護事業」という。)、路上生活者自立支援事業(以下、「自立支援事業」という。)及び地域生活継続支援事業とし、それぞれの目的及び内容は次のとおりとする。

① 巡回相談事業は、路上生活者及び路上生活者となるおそれのある者について、関係機関と連携して必要な支援を受けられるようにすることを目的として、その起居する場所を巡回して面接相談を実施し、路上生活者の状況把握及び路上生活者対策事業等の紹介・利用あっせんを行う。

② 緊急一時保護事業は、特別区内の路上生活者の一時的な保護及びその実状に応じた社会復帰への支援をすることを目的として、宿所・食事等の提供(以下、「宿泊援護」という。)、生活相談及び指導、健康診断並びに利用者の意欲、能力、希望等の把握及び評価(以下、「アセスメント」という。)を行う。

③ 自立支援事業は、原則として、緊急一時保護事業によるアセスメントの結果、就労意欲があり、かつ心身の状態が就労に支障がないと認められる者について、就労による自立を図ることを目的として、次に掲げる支援を行う。

ア 就労支援

宿泊援護と併せて、生活・健康・職業・住宅等の相談及び指導を行うことにより、利用者の就労自立に向けた支援を行う。

イ 地域生活移行支援

就労が確保された者を対象に、独立した住宅設備(以下、「自立支援住宅」という。)を自立生活訓練の場として提供し、訪問等により、就労の継続等に関する相談及び指導並びに住宅相談その他の地域生活への移行に向けた支援を実施する。

④ 地域生活継続支援事業は、原則として自立支援事業による支援を終了した者等について、地域生活を継続し再び路上生活に戻らないようにすることを目的として、生活状況の把握及び必要に応じた相談支援等のアフターケアを行う。

2 特別区内の路上生活者に対する支援は、就労による自立と社会生活への復帰を基本とすることとし、巡回相談事業による面接相談、緊急一時保護事業による一時的な保護とアセスメント、自立支援事業による就労支援及び地域生活移行支援、地域生活継続支援事業によるアフターケアの順序で行うことを原則とする。ただし、利用者の状況により、途中過程の一部を省略することができるものとする。

(事業の実施)

第3 路上生活者対策事業の利用承諾及び利用終了後の処遇決定は、各特別区の役割とする。

2 巡回相談事業、緊急一時保護事業、自立支援事業及び地域生活継続支援事業の実施は特別区の役割とし、特別区人事・厚生事務組合(以下、「特人厚」という。)が共同処理する。

3 前項の事業の実施に必要な自立支援住宅及び職業相談体制等の確保調整は東京都の役割とする。

4 2に掲げる事業は、特人厚が社会福祉法人等に委託して実施するものとする。

- 5 特人厚は、2に掲げるもののほか、路上生活者対策事業の円滑な運営と利用後の安定的な地域生活の継続を促進するため、事業の利用調整及び調査・統計等の事務を行う。

(路上生活者対策施設の設置)

- 第4 路上生活者対策事業を実施するため、路上生活者対策施設として、路上生活者自立支援センター（以下、「自立支援センター」という。）を、各ブロックに1か所設置する。
- 2 自立支援センターは、原則として各ブロック内の路上生活者が多い特別区から順次設置するという基本的な考え方に基づき都区が協議して定めた順番により設置し、その設置期間は、原則として5年程度とする。
- 3 自立支援センターの設置場所は、東京都と前項の規定により自立支援センターを設置する特別区との協議により決定する。
- 4 自立支援センターの施設建設は東京都の役割とする。なお、施設の管理については特別区の役割とし、特人厚が共同処理する。

(自立支援住宅の確保)

- 第5 自立支援住宅は、借上げによりブロック内の各特別区に均等に確保することを原則とする。

(費用の負担)

- 第6 路上生活者対策施設の建設及び管理並びに路上生活者対策事業の実施に要する費用は、国庫補助額を除いた額について、東京都と特別区がそれぞれ2分の1ずつ負担する。ただし、費用には施設開設に伴う諸経費を含むものとする。
- 2 各特別区の費用負担は、均等とする。

(協議会の設置)

- 第7 路上生活者対策施設の管理及び路上生活者対策事業の実施を円滑に行うため、東京都、特別区及び特人厚により構成する「路上生活者対策事業運営協議会」を設置する。

(その他)

- 第8 この大綱に定めるもののほか、路上生活者対策事業の実施に必要な事項は、東京都福祉保健局と特別区厚生部長会が協議の上決定するものとする。

附 則

- 1 この大綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 路上生活者対策事業実施大綱（平成18年4月1日付、以下、「旧大綱」という。）は、平成20年3月31日をもって廃止する。
- 3 施行日において現に旧大綱に基づくホームレス地域生活移行支援事業の利用決定を受けた者で、その利用期間が終了していない者に係る同事業の実施については、なお従前の例による。
- 4 第4（路上生活者対策施設の設置）中「自立支援センター」とあるのは、当分の間、「緊急一時保護センター及び自立支援センター」と読み替えるものとする。

13 法務事務（本組合同規約第3条第10・11号）

この事務は、特別区又は特別区の区長若しくはその管理に属する行政庁を当事者又は参加人とする行政事件訴訟、民事事件訴訟、調停及び起訴前の和解に関する事務（裁判上の行為を除く。）並びに係争事件及び係争のおそれのある事件についての法律的意見に関する事務である。

なお、特別区の区長等が裁判所における口頭弁論、証拠調べ等の裁判上の行為をなす場合には、必要により行政事務、法律事務に精通している本組合職員を当該特別区の職員に併任し、区長等の指定代理人として訴訟活動等に従事させている。